

平成30年 第1回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	平成30年3月7日（水）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	平成30年3月7日 午前8時40分宣告		
応 招 議 員	1	1 番 村 上 要二郎	
	2	2 番 林 康 彦	
	3	3 番 池 本 光 章	
	4	4 番 大 西 幸 江	
	5	5 番 藏 谷 重 文	
	6	6 番 寺 下 満 憲	
	7	7 番 檜 垣 一 成	
	8	8 番 平 山 和 昭	
	9	9 番 前 田 省 二	
	10	10 番 土 居 計 彦	
	11	11 番 池 本 興 治	
	12	12 番 松 原 彌 一	
	13	13 番 亀 井 文 男	
	14	14 番 濱 田 高 嘉	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自治法第 121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職氏名	1	町 長	宮 脇 馨
	2	副 町 長	村 上 和 志
	3	教 育 長	濱 田 和 保
	4	総 務 課 長	古 本 正
	5	健康推進課長	大 本 一 明
	6	農林水産課長	森 本 英 隆
	7	魚 島 支 所 長	小 林 薫
	8	消 防 長	中 辻 洋
	9	企画財政課長	杉 田 和 房
	10	広報情報課長	蓼 原 洋 樹
	11	住 民 課 長	今 井 稔
	12	税 務 課 長	黒 瀬 智 貴
	13	建 設 課 長	越 智 康 浩
	14	管 財 課 長	荒 井 健
	15	商工観光課長	澤 田 一 政
	16	公営事業課長	中 濱 淳 一
	17	公共交通課長	河 端 光 法
	18	生涯学習課長	池 本 雅 則
	19	学校教育課長	多 田 恵 一
	20	海 光 園 長	村 上 和 彦

議員・職員 以外で会 議に出席 した者			
会議に職務の ため出席 した者の 職氏名	1	議会事務局長	東 秀彦
	2	議会書記（臨時）	久保 真弓
町長提出議 案の題目	1 平成29年度上島町一般会計補正予算（第5号） 2 平成29年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号） 3 平成29年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第3号） 4 平成29年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第2号） 5 平成29年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号） 6 平成29年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第1号） 7 平成29年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第2号） 8 平成29年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号） 9 平成29年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号） 10 平成29年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号） 11 平成29年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号） 12 平成29年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号） 13 平成29年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第2号） 14 平成30年度上島町一般会計予算 15 平成30年度上島町国民健康保険事業会計予算 16 平成30年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算 17 平成30年度上島町へき地出張診療所事業会計予算 18 平成30年度上島町後期高齢者医療事業会計予算 19 平成30年度上島町公共下水道事業会計予算 20 平成30年度上島町簡易水道事業会計予算 21 平成30年度上島町CATV事業会計予算 22 平成30年度上島町農業集落排水事業会計予算 23 平成30年度上島町介護保険事業会計予算 24 平成30年度上島町介護サービス事業会計予算 25 平成30年度上島町浄化槽事業会計予算 26 平成30年度上島町魚島船舶事業会計予算 27 平成30年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算 28 平成30年度上島町生名船舶事業会計予算 29 平成30年度上島町上水道事業会計予算 30 上島町道路線の認定について 31 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 32 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 33 上島町結婚相談事業条例を廃止する条例 34 上島町立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例 35 上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例		

町長提出議案の題目	36	上島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例
	37	上島町個人情報保護条例の一部を改正する条例
	38	上島町情報公開条例の一部を改正する条例
	39	上島町後継者住宅管理条例の一部を改正する条例
	40	上島町監査委員条例の一部を改正する条例
	41	上島町職員定数条例の一部を改正する条例
	42	上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
	43	上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	44	上島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
	45	上島町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例
	46	上島町立学校設置条例の一部を改正する条例
	47	上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例
	48	上島町岩城総合運動場条例の一部を改正する条例
	49	上島町文化財保護条例の一部を改正する条例
	50	上島町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
	51	上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
	52	上島町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
	53	上島町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
	54	上島町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例
	55	上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
	56	上島町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
	57	上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
	58	上島町介護保険条例の一部を改正する条例
	59	上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
	60	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
	61	上島町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
	62	上島町弓削農業集落排水処理施設及び岩城農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
	63	上島町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例
	64	上島町サウンド波間田条例の一部を改正する条例
	65	上島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
	66	上島町営住宅条例の一部を改正する条例
	67	上島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
	68	上島町簡易水道事業条例の一部を改正する条例
	69	上島町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

その他の 題 目	1 議員派遣報告（地方議会議員研究会（福岡市）） 2 議員派遣の件（上島町立中学校卒業証書授与式） 3 議員派遣の件（上島町立小学校卒業証書授与式） 4 議員派遣の件（上島町立小学校入学式） 5 議員派遣の件（上島町立中学校入学式）
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 10番・議員 土 居 計 彦 11番・議員 池 本 興 治
会 期	平成30年3月7日～3月27日（21日間）
傍 聴 者 数	8名（男 7名・女 1名）

◎ 開議の宣告

○（濱田 高嘉 議長）

ただ今の出席議員は、全員です。ただ今から平成30年第1回上島町議会定例会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○（濱田 高嘉 議長）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、10番・土居議員、11番・池本興治議員を指名します。よろしくお願いします。

日程第2、会期の決定

○（濱田 高嘉 議長）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について、報告を求めます。議会運営委員長 平山和昭 議員、お願いします。

○（8番・平山 和昭 議員）

はい、皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

平成30年第1回定例会の開会にあたりまして、去る2月26日に議会運営委員会を開催し、

本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日7日から27日までの21日間とし、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定しました。

どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告といたします。

○(濱田 高嘉 議長)

お諮りいたします。ただ今、平山議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から27日までの21日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って、会期は、本日、3月7日から3月27日までの21日間に決定いたしました。

日程第3、行政報告

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第3、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

3月定例議会に向けまして、行政報告をさせていただきます。

まず、第1に教育システムへの取り組みとしまして、昨年の秋から本格稼働始めました弓削高等学校公営塾の件がございます。おかげさまで先生方の熱心さはさることながら、生徒さんの方も本当によく思っただ対応していただいております。その成果でございましょうか、この春の弓削高等学校の志望者、希望者は、受験希望者、これは32名ということで聞いております。ええー、これはあの一、いよいよ30名の大台を突破したという認識でいいのではないのかと思っております。これから後もですね、子供さんの数は確かに減っていきますが、この数を何とかキープしながら、もう少し増やしながら高等学校、弓削高校の校長先生の方からの提案がありまして愛媛県下で5校の中に選ばれるよう、その内容につきましては、「対象となる志願者、募集とする高校生、これを全国に募集してもいいかどうか」とそういうことで県の方に手を挙げたいという、そういう要望を受けております。ええー、まあ、こうなると、ええー、島根県の海士町のようにいろんなところから、そういった志を持った生徒さんが集まる可能性があります。もちろん、町としても、そういった受け入れ体制を今度逆にとって、整えて行かなくてはならないという事にはなりますが、それでもあの一、高校が頑張っ活気を持つということは地域にとっても本当に大きなこと、エネルギーになりますので、学校側と一緒に頑張っていきたいと思っております。

で、それに付随しまして、1月に「かみりん奨学金制度」というのを立ち上げました。こ

これは地元の愛媛銀行さんとのあの大きな協力の下で成り立つ制度だと思っておりますが、鹿児島県の長島町に先例がありまして、いろんなあの一、奨学金を受ける方の優位性といいますか、頑張っただけ勉強すればその分自分たちに返ってくるというような、で、卒業した生徒さんが地元に戻ると、もっとその恩恵が受けられると、そういった制度でございます。もう既に何件かあの一申し込みがありまして、本当にあの一親御さんたちから保護者の方たちからは、これはぜひ活用してほしいという思いを聞かされております。

二番目は、交通体系の再編であります。平成33年度、34年3月になるとは思いますが、岩城橋開通までのタイムスケジュールをしっかりと打ち立てていきたいと思っております。その第一段階として、まああの一、町内交通機関の再編整備、これが喫緊の課題だと思っております。今、いろんなところでちょっとこの4月1日から組み立て直すという事でやっておりますが、ただ、あの一、岩城橋が全線開通するまでにどんどん状況が変化していくという、その変化にリアルタイムで対応しなければならないという、そういったことが多々出てくることは予想されます。そのために、そういう体制をきっちりと作っておくという事が大切ではないかと思っております。明日になりますが、愛媛県の方でまた岩城橋開通に向けたそういった関係者が集まる協議会がございまして、その席でまたあの一いろんな調査とか最終的にどういった、どのようなタイムスケジュールで行くのかというような、そういったことも示されるのではないかと思っております。

また、あの一、生名フェリーにつきましては、因島側の長崎栈橋、こちらの待機レーンの拡充が最優先課題になろうかと思っておりますが、こちらの方も地権者の方とどんどん交渉を進めておりますが、地権者の方は数は少ないのでありますが、ええ一、まああの一その内一部は、田名後さんがおられたりですとか、そういったいろんな要因が絡んでいますので、そういったことを一つひとつ誠意をもって対応するしかないと思っております。これもできるだけ早い機会に今、基本的な面積とか、家屋の調査とか、そういったところは、ほぼ完了すると思っておりますので、そちらのデーターをもって随時交渉にあたっていきたいと考えております。

三番目には、えー「レモンの産地復活」であります。これは、平成29年度の予算の中でレモンの苗木4,000本を調達しまして、それをレモン農家をどんどん減っている中、生産量を落ちている中、それを回復させて町の目玉の産品としてやっていきたいということです。このことにつきましては、この冬の寒波ですね、これで全国各地のレモン産地が、逆に寒波の影響で相当な被害を受けております。県内でも特に南予地域、こちらの方は積雪であるとか寒波の低温、極度の低温ですね、これが著しくて木の果実だけでなく樹帯の方にまで被害が及んでいるという情報も入っております。ええ一、今回、苗を、苗木を配布するにあたりまして、その苗木がその被害に遭わないかどうかということが大きな不安材料だったのですが、そちらの苗木の方は、皆、昨日来ましたが、「元気な苗木だった」ということを受けて、報告を受けております。その4,000本のうち、3,639本、現在、配布予定が決まっております。これでかなりな量、3年後には、またあの一生産量が回復に向けて進めていけるのではないかと思っております。あと、苗木の配布の後ですね、育成、植え方、それから育て方、肥培管理の仕方、そういったものをこまめに指導しながらですね、産地として再出発を図るとそういう体制を打ち立てたいと思っております。

それから、四番目であります「平成30年度の当初予算編成」ということで、今回議会にお諮りするわけですが、本当に合併以来ですね、一番厳しい財政事情となっております。これは、ある程度予想されていた事態ではありますが、どうしても合併特例債とか、そのそれに関わる交付金とかですね、そういった交付税含めまして国の方が遠慮なく切ってきたというか、そういった予定通りの動きが起きとります。ええー、こういった中で、あのランニングコストというのは、もう、本当にいろんな施設を抱えておりまして、上島町自体は未だに全てが橋で繋がっているわけではないという、こういう環境の中で離島という環境の行政効率が一番悪い今の状況でございます。その中でかなり厳しい、職員の方も含めまして、厳しい行政運営を迫られておりますが、まあ岩城橋が開通した後のことを睨んだ公共施設のあり方でありまして、いろんな検討を早急に進めながらですね、この後この厳しい財政事情を乗り切るための方策、やり方ですね、そちらの方を打ち立てていきたいと思っております。その中で、従来の公共のあり方といいますか、ええー、町がいろいろ全てをやっていくというやり方、これはもう、できなくなってくるだろうという予測は立てております。町民の皆さんと一緒にどうやったら少ない予算で効率の上がる行政運営ができるか、そのことが大きな課題になってくると予想されます。

そういったことで、量産事業ですね、住民が自主的にやる事業、そういったものをどう掘り起こして繋げていくか、そういう新たな動きを模索する段階に入っていると考えております。まあ、そういったことで本当にあの既定路線の大きな事業は2、3件ありますが、そのために今回の当初予算につきましては、従来より大きな予算規模という事にはなっておりますが、内情はそういったこととは裏腹に本当に厳しい状況であるという事を踏まえまして、ええー、職員一丸となって町民の皆さんと共に歩めるような町づくりを目指していきたいと思っておりますので、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで行政報告は、終わりました。

日程第4、一般質問

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第4、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までとし、質問項目毎に行ってください。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は、6名です。

それでは、はじめに大西議員の質問を許します。

(大西議員、登壇)

○(4番・大西 幸江 議員)

おはようございます。議席番号4番、大西幸江です。今日はですね、「太陽光発電に関する条例制定」について質問させていただきます。

東日本大震災以降、再生可能エネルギーの必要性に迫られ、太陽光発電が全国的に事業として展開されています。国の勧めもあって電力会社の買取価格も高額だった時期もあり、未だに太陽光発電の事業主になる方も少なくはありません。ですが、太陽光発電事業者が急激に増えたことによる電力の買取価格の下落や設置の規制など、まだまだ問題も多いのが太陽光発電事業だと認識しております。中でも、太陽光発電事業を行う際の近隣住民とのトラブルは、全国各地で様々な形で起こっていると聞きます。

平成30年1月1日より上島町にも「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」が制定され、太陽光発電事業に関する努力義務が明確に表示されました。ですが、ガイドラインではあくまでもお願いであって、実行されなかったらどうなるか、罰則があるわけではなく、確実な実施とならないことも想定されます。

そこで質問いたします。上島町民が安心して暮らせる町を目指し、太陽光発電事業者が適切な事業運営を行い、地域住民とともに歩んでいくために、太陽光発電に関する条例を制定してはどうかと思います。町の太陽光発電に関する考え方と、現在の取り組み状況、また太陽光発電に関する条例を制定するのかどうかをご説明ください。よろしくお願いします。

○(森本 英隆 農林水産課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、森本農林水産課長。

(森本農林水産課長、登壇)

○(森本 英隆 農林水産課長)

大西議員の質問にお答えいたします。

上島町の太陽光発電の考え方につきましては、国の施策による国内自給エネルギーの確保、低炭素社会の実現等の観点から再生可能エネルギー発電設備の一つとして重要なものであり、また、拡大する耕作放棄地対策等土地の有効活用の観点からも推奨すべきものと考えております。

現在の取り組み状況といたしましては、上島町のガイドラインに示していますとおり、事業者に対しあらかじめガイドラインをお示しし、町と事前協議をしていただくよう指導するとともに国による再生可能エネルギー発電事業計画認定制度に基づく保守点検や維持管理等の適切な実施の遵守を求めているところでございます。

条例制定につきましては、今後、国により示されている事業計画ガイドラインや上島町のガイドラインに照らし、適正な設置や管理がなされているか注視し、良好な景観の形成、生活環境の保全等に支障がないかなど現地状況を把握のうえ、制定に向け慎重に検討をいたします。

(森本農林水産課長、降壇)

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

ええー、先ほど課長の方から制定を検討するというお話いただいたんですけども、検討してちゃダメですね。で、今あの一、どういう状況が起こっているか、まあ、ご存知の方もいらっしゃるかと思いますけれども、あの一、農業委員会でも相当この太陽光発電の事業

者に関しては、もめています。はっきり言ってもめています。で、許可を下したのはいいけれども、事業者がガイドラインのように、それから農業委員会の事務局が説明したように住民の方に説明をちゃんとしていなくて、大きな音がしたりとか、設置のときに大きなもの、まあ、ごめんなさい。ええとー、ごみを燃やして煙でトラブルになって消防に通報されたりとか、で、実際にその土地を購入した人が「条例もないのに何もできんじゃないか」と自分たちが説明義務を怠っていてガイドラインを示しているにもかかわらず、通告書も出しているも柵も設置していませんね。

で、それなのに今、ここで「条例を検討します」でいいんですか、課長。で、農業委員会でも話に出てたと思いますけれども、あの一、農地だけじゃないですよ、太陽光は。だから、農林の課長だけが考えて進められるもんじゃないんです。今回、予算書では、もう国の太陽光発電に関する補助金が終わったみたいで、上島町も補助金はなくなってましたけれども、これ、ガイドライン、国の指針を読むと、最後の撤去のところまでちゃんと管理監督するようになってますね、課長。っていうことを考えたら「条例は検討します」じゃなくて「定めます」。しかも「早急にやります」が回答じゃないかと思うんですが、どのようなお考えでしょうか。

○(森本 英隆 農林水産課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) (挙手) はい、森本農林水産課長。

○(森本 英隆 農林水産課長)

はい。えっと、現在上島町です、太陽光における適正な設置等々についてトラブルがあることはもちろん承知しております。ええ一、そしてあの一、この件につきましてはですね、当然各課に亘ることがございますので慎重にですね、検討してですね、まあ制定に向け必ず実施したいとは考えております。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、あの一、「制定します」ですよ。で、そしたらいつまでにされるのか、早急じゃなくて期限を一応切ってください。じゃないと困ってる人がいるんです。住民の人は役場にも言ってきてますよね、苦情を。だから必ず、あの一いつまでにするかっていう期限を設けて実施してください。よろしくお願いします。じゃあ、以上です。(寺下議員から「期限聞くんじゃないん、期限聞かにゃ」の声あり、前田議員からも「期限聞かにゃ」の声あり)

○(4番・大西 幸江 議員)

ああ期限、あっ、すみません。(土居議員から「すぐにはできんわい、今年中にやると」の声あり)

○(4番・大西 幸江 議員)

いや、今年中じゃ、遅いですよ、はい。

○(森本 英隆 農林水産課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) (挙手) はい、森本農林水産課長。

○(森本 英隆 農林水産課長)

はい、えっと6月の方に目標ですね、頑張りたいと思います。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、じゃあ、すみません、よろしくお願いします。

(大西議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで大西議員の質問を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、池本 光章議員の質問を許します。

(池本議員、登壇)

○(3番・池本 光章 議員)

議席番号3番、池本光章です。

本日は、職員の採用実態と生名橋開通後に向けた採用計画等について、お伺いします。前町長時代の採用実態と宮脇町長の採用実態について、定年退職や自己退職の人数や臨時から本採用になった人数を踏まえて選挙前後の採用の実態と、岩城橋開通後に向けた採用計画について町長にお伺いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

池本議員の質問につきましてお答えします。

職員の退職者及び採用の実態についてであります。平成29年3月において、定年者7名、自己都合7名、計14名の退職者となっております。

平成29年4月、一般行政6名、専門職10名、ええー、この内訳は、保育士2名、管理栄養士1名、看護師1名、介護員1名、バス運転手1名、土木技師1名、魚島船員1名、消防士2名、合計16名の新規採用となっております。ええー、それから、この中で臨時職員から正規職員へは3名の採用となっております。ええー、これは、退職者への充当分と消防2、それから土木1という内訳になっております。

さらに平成30年度、あつ、ごめんなさい。平成30年の3月の予定であります。現在のところ定年者勸奨1名を含めて7名、自己都合4名、ええー合計11名の退職見込みとなっております。

それから平成30年4月の予定は、一般行政9名、それから専門職18名、この内訳は保育士2名、保健師2名、介護員1名、バス運転手3名、魚島船舶2名、生名船舶4名、CATV1名、学芸員1名、合計27名の新規採用予定となっております。この中で、臨時職員から正規職員へは5名の採用予定となっております。退職者の充当としましては、魚島船舶、生名船舶それからCATV、学芸員、消防士ということであります。ええー、以上のような格好で今あの先ほど、行政報告の中でも一部述べさせていただきましたが、現在の上島町の職員の構成の中で合併以来ですね、職員の適正規模と言いますか、減らすという、「合併し

たんだから職員を減らしなさい」という国・県の指導もあって、正職員の数をどんどん削ってきました。ええー、その中で皆さんご承知のとおり臨時職員が、それに代わる役割を負担しておる部分がかかなり増えておりました。

そういったことで、実際の町の仕事の内容としましては、やっぱり正職員がすべき部分というのは相当数ありますので、それをやっぱりしっかりこなさなければならないということと。それから、そういったことで年齢構成がですね、こちらの方は少し頭でっかちと言いますか、仮分数になっている部分が否めないのではないかと考えています。やっぱり、こちらの方は年次計画と言いますか、採用計画と言いますか、そちらを睨みながら年齢構成なんかを見ながら、次の世代の職員もきっちりと確保していく必要があると考えております。

ええー、この後ですね、岩城橋が開通した後、公共施設のあり方検討会等も含めまして、こういった行政形態にするのか、組織にするのかということもどんどん変えていく必要はあると考えております。その中で一番行政効率のいいやり方、それで行政サービスの向上を図れる、そういう行政組織を検討する必要があると思いますので、その辺はこれから急速にですね、大至急、議論を起こしていきたいと思っておりますので、その場でですね、こういった職員の、職員数の妥当性と言いますか、そういったところも含めまして議論を深めていって、最終的にいいパターンを作り出していけたらと考えておりますのでよろしくお願いします。

(宮脇町長、降壇)

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、私が予算決算委員長を務めているんですけども、ちょっとその中で聞き及んだことで、平成30年度の当初予算において、「基金の取り崩しが2億円程になるだろう」というふうに聞いております。「その内の9千万近く、8千万から9千万が人件費」と聞いておるんですが、それでちょっと心配になったのでこのような質問をさせてもらったんですが、総務省からこういったもので(資料提示)、これはインターネットから誰でも取り出せられるような資料らしいですけども『財政状況資料集』というものがあります。こういったものですね(資料提示)。それによると人口1人当たり人件費、物件費等決算額は平成27年度において全国平均、愛媛県平均とも12万1千円台であり、それに比べ上島町は32万7,906円と高いものになっており、類似団体内では72団体中67位であります。この類似団体というのは、人口規模とか産業構造の規模が似通っている団体のことを示すそうであります。

上島町の場合、離島であることにより事務の集約化が図れないことから人件費等の経費が嵩むことは想像できますが、職員の給与水準を見ると国家公務員との比較になりますが、全国町村平均のラスバイレス指数が96.3に対し上島町は87.0と類似団体内では72団体中1位であります。これは褒められたことではないんですね。給与が低いということなんです。職員が多すぎるから給与を上げることができないのではないのですか。退職者に比べ新規採用が大幅に増えているということは、ますます財政に負担がかかり、給与は伸び悩む、

そういったことになるのではないのでしょうか。給与は、ほとんど町単独収入からの持ち出しだと思うのですが、退職者数に対し新規採用者数が大幅に増えている。まあこれ、一般行政職に関してでもそうだと思うんですけども、特殊、船員さんとか特殊業務については、保育士さんとかはまあ別問題として、一般行政職でもこういった傾向が見られます。

このことについて、どういったことでそういったことになっているのか、改めて町長にお伺いしたいのと、また、新規採用について臨時職員からの採用と一般職員、あっ、一般住民からの採用とその採用の違いですね、どういったことで臨時から採用して一般からまた別の意味で採用すると、その違いの差をちょっと説明願えたらと思います。お願いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

先ほどの一般行政職に関しましてはですね、ええ一最初の答弁でもさせていただきましたが、年齢構成とか計画採用とかそちらの方が、皆さんもご存知かと思いますが、あの一、管理職の方になっておられる方は相当数おられますが、そういった中で、下の係長クラス以下ですね、そういった本当に実働する部分、頑張る部分のその職員さん、こちらの方がある意味圧倒的に不足しているのではないかという認識ですね。それは、皆さんも役場の中でいろんなその交渉なり事務なり問い合わせなりをされる中でお気づきになっているのではないかと思います。これから先ですね、やっぱり計画採用というのは大切となりますので、今、あの確かにここでは多少増えているようにも見えますかもしれませんが、全国的に見るとですね、はっきり言って、今後、公務員に応募してくれる人は、どんどん減っていくと考えております。これは33年度の岩城橋開通後は、どうするかということが一番大きな課題でありますから、そこに照準を合わせて、今、年齢構成とか、そういったものも含めて是正しながら最終的には、将来的にはその地点でどこまで絞っていくかと、いう格好で進めさせていただけたらと考えております。

で、あの一、上島町につきましては、やっぱりその今の段階ではなかなか行政効率を上げにくいというのは確かですが、この四島が橋が架かった繋がった部分でどこまで行政効率を上げれるかというのは一番大きな課題になると思いますので、そのことについては、どんどん議論を深めていって、じゃあどこまでどういう組織にしたら減していけるのかということとは当然皆さんと共に知恵を絞っていきたいと思っています。

先ほど、もう1点として、その臨時職員を正規職員にという話がございましたが、これは全く一般の受験とは差別と言いますか、そういったことは設けておりません。全く同じ土俵で同じようにやらしていただいております。ですから、今臨時の方、臨時の方がやっぱり臨時よりは正職員になった方がいい仕事ができるのではないかという判断をされたものだとか解釈しております。ええ一、そうであれば能力を発揮していただけるのであれば、やっぱり正規職員として頑張っていただいた方が、身分上も分限上もいい仕事ができるのではないかという認識はしております。以上です。

○(3番・池本 光章 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、えっと、まああの一、臨時職員から正規職員への雇用、まあ、その例えば建築関係とか土木関係とか専門職でそれなりの技術力があるとかいうのはわかるんですけども、あと長年勤めとっても十分事務能力はあるのに、あの年齢制限があるために受験できないといったようなことも聞いております。その年齢制限が何のためにあるのか、ちょっと私は理解に苦しむんですけども、その上限を設けるということについて、ちょっとクエスチョンマークがあってもいいんじゃないかなと。もうちょっと雇用の範囲を広げても、要するに事務能力があれば行政側としては助かるはずなんですよね。そういったこともちょっと考えてほしいなと思うところがあります。

それと、えっと、元の町村出身者における管理職等の配分がですね、私ちょっと調べてみたんですけど随分と偏りがあるように思います。その辺のところも岩城橋開通に向けてですね、橋が架かれれば、例えば組織のあり方の再編、総合支所からある程度集約されたものへ持ってくるとかですね、組織のあり方を根底に考えてもらって、こういった職員の偏りを是正していくということも踏まえて岩城橋開通後に向けたその組織の再編、職員の採用、そういったことを十分に考えてこれから職員の採用、行政をしっかりとやっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

答弁はいいですか。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、いいです。

○(3番・池本 光章 議員)

最後のお願いですので、よろしくお願いいたします。

(池本議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで、池本議員の質問を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、藏谷議員の質問を許します。

(藏谷議員、登壇)

○(5番・藏谷 重文 議員)

おはようございます。議席番号5番、上島町町民を代表して一般質問を次のとおり質問いたします。

質問事項、「スポレクについて」いうところで、2月9日にゆげフーズからスポレクに移行することが決まり、約1ヶ月になりますが、その後の経過を伺います。

従業員の確保はどの程度進んでいるのか。ゆげフーズはフェスパに多額の備品を投入しているところですが、スポレクが買い取りなのか、リースなのか、それとも借り入れをするのか伺います。

現在、町内のガス供給会社が、フェスパに供給しているガスも4月から本社が町外尾道市

にありますガス供給会社へ移行すると聞いていますが、町外の会社に移行してどの程度、上島町に利益がありますか伺います。ガス供給会社にとっては、死活問題でなぜ移行するのか伺います。

教育長に伺います。上島町教育長に着任する前職は、尾道にあります会社、介護関係の部長をなされたそうですが、部長に就任するまでは30年前後かかったと思います。ところが、上島町教育長に着任されて、わずか5ヶ月でスポレクの役員に就任され、一般の会社で言う副社長もしくは専務の立場だと思われます。昨年までおられた役員の方は、解任されたそうですが、それは社長である町長、若しくは教育長の計画だったのでしょうか。お伺いします。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

藏谷議員の後段の質問についてはですね、「教育長に伺います」ということなのですが、これは任命権者である私の事になりますので、私が答えさせていただいてよろしいでしょうか。

(藏谷議員から「はい」の声あり)

○(宮脇 馨 町長)

私は、任命権者として現教育長をスポレクの役員ということで任命させていただきました。と言いますのは、教育長自身は、ご自身は、前々からスポレクをずっと利用されておりました、で、このスポレクを何とかしたいと。まあ、生名村民の時代から、それはずっと思っておられたようです。その話はずっと聞かされておりました、まあ、こういった熱心な方がやっていただけのは、それに越したことはないということで私も考えてそういうことをお願いすることにしました。もちろん、これは、計画的なそういう話ではございませんで、前任者の方は、前に何回かこうお話をさせていただく中でですね、前理事者から依頼されて仕方なくその任に当たった、就いたということは何回か聞かされまして、これはあんまりやりたくないんだというような、そういうことを私の方は、直接ご本人からは聞かされてます。

そういったことがありましてですね、それだったら、まあ今、スポレクも大変で、これから立て直しを図るためにはどうしたらいいかという話だったんで、じゃあ、次の世代交代を図って心機一転やった方がいいかなということでこういう決断をさせていただきました。

こういったことに関しては、当然スポレクの取締役、代表取締役として次どうするかと、少しでもまあ利用形態、それから収支状況を含めましていい方向に変えていくというのは喫緊の課題だと思っておりまして、そういうことでこういう決断をさせていただきました。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、澤田商工観光課長。

(澤田商工観光課長、登壇)

○(澤田 一政 商工観光課長)

藏谷議員の質問の前段部分についてお答えいたします。

まず、指定管理者決定後の経過についてなんですが、いきなスポレクとゆげフーズの両企業において、現在まで2回の引き継ぎに係る協議を行っております。

協議内容は、主に、ゆげフーズ所有のフェスパ設置備品の譲渡及び現職員の雇用継続にかかる協議等です。備品につきましては、ゆげフーズから譲渡価格を記入した備品一覧表をいきなスポレクに提出しており、現在、いきなスポレクが譲渡備品の精査を行っております。

現職員の雇用についてですが、ゆげフーズ了承の下2月21日にいきなスポレクにおいて職員募集に係る説明会を開催したところ15名の参加がありました。その後、ゆげフーズから14名の雇用希望者リストの提出を受けており、今後、各自と別途、面接を実施する予定です。また、ガス等をはじめ契約業者については、現段階では特に決まっていない状況であると聞いております。なお、基本的には、従前からの取引業者を利用する方針と聞いております。以上です。

(澤田商工観光課長、降壇)

○(5番・藏谷 重文 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、藏谷議員。

○(5番・藏谷 重文 議員)

はい、ガスの件は、ありがとうございます。先月の2月21、22にフェスパの従業員の応募があり、15名の方が来て14名が面接に行かれたそうですが、面接に行った後の応募があって、その説明会を聞きに行ったそうです。説明会を聞いただけで、後、面接があるとか従業員を雇用するとかいう話は全然進んでいないと聞いておりますが、そのところはどんなのですか。そして、行くと面接をしても、その人が本当にスポレクに変わるかわ変わらないのかは未だわかりません。安易に考えすぎではないですか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

はい、あの一、先ほども申し上げましたようにですね、説明会を開催しまして、その後14名の方がまあ希望、面接を希望しておるということで、今現在、個々と協議を進めておると私の方は聞いております。以上です。

○(5番・藏谷 重文 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、藏谷議員。

○(5番・藏谷 重文 議員)

4月15日から何日からオープンとは書いていたんですけれども、そのとおり行けそうですか、お伺いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

現在のところ、応募のあった方につきましては、大至急、ええ一、個別の面接をさせてい

ただくような計画になっております。それから足りない部分につきましては、当然どんどん再募集なり、そういったことをかけていく必要がありますし、全体としての必要人数、それを確保するために最大限の努力は続けていきたいということで考えております。

○(5番・藏谷 重文 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、藏谷議員。

○(5番・藏谷 重文 議員)

期待しておりますので頑張ってください。以上です。

(藏谷議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで、藏谷議員の質問を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、寺下議員の質問を許します。

(寺下議員、登壇)

○(6番・寺下 満憲 議員)

6 番議員、寺下です。住民と日本共産党を代表いたしまして、質問して参りたいと思います。

「公民館活動の活性化を計れ」ということですが、ええー、この公民館問題は、28 年の3 月議会におきましても生名公民館の耐震性の問題で解体をするということにあたりまして、どのようにしていくのか、公民館活動をいうことで質問した件でもあります。

さて、公民館は、住民のニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われ、社会の要請に的確に対応した取り組みや子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域の住民全体が気軽に集える人間力の向上などを中心としたコミュニティーいわゆる地域社会のためのサービスを総合的に提供する拠点であります。

現在、全国の公民館数は、1 万 4, 1 7 1 館あります。県下でも 3 0 3 館、町内においては、わずか 4 館しかないのが実情であります。町内の一部におきましては、公民館のない地域があります。現存する公民館の今日までの活動状況や、今後の上島町全体としての公民館活動をどのように考えていますか、ご答弁を求めます。

○(濱田 和保 教育長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、濱田教育長。

(濱田教育長、登壇)

○(濱田 和保 教育長)

寺下議員の質問にお答えいたします。

現存する公民館の活動状況について、公民館活動の一環として、弓削地区におきましては、しめ縄づくり体験、小さな文化祭、子育て講座、親子ふれあい教室等の活動を行っています。

また、魚島地区におきましては、教育振興会の協力を得ながら、清掃活動、盆行事の推進として盆踊り、郷土芸能の保存として青年団と協力して「てんてこ」を実行委員会にて運営、老人クラブ指導のもと、小中学校のしめ縄づくり、社会福祉協議会との合同クリスマス会、

とんど、または挨拶運動、美化運動、人権に関する「しまづくり実践標語」の募集、作成等の活動を行っております。

高井神地区においては、クリスマス会、挨拶運動、美化運動、人権に関する「しまづくり実践標語」の募集、作成等の活動をしております。

公民館のない生名地区におきましては、琴こども教室、蛙の会における読み聞かせ活動、邦楽の活動、開発センターにて、囲碁、カラオケ、新舞踊の活動を開発センターや集会所において行っております。

同じく岩城地区におきましても、老人クラブの協力を得て、しめ縄づくりを小中学校で、子育て講座の活動を小学校にて、コーラス、洋楽、食物、押し花、マンドリン、舞踊、民謡、俳句、短歌、花道、囲碁、茶道、陶芸、和太鼓の活動を庁舎、友愛会館、コミュニティーセンター、開発センター等において活動を行っております。

今後の上島町全体として、「公民館活動をどのように考えていますか」という事については、岩城橋の開通を踏まえた公共施設のあり方を検討していく上で、公民館活動は、地域の家庭教育支援への重要な役割を担っていますので、集約化した人づくり、地域づくり、連携づくりの展開を図り、引き継がれている伝統行事、文化等を継続して行きながら、学校・家庭・地域が連携をしたこれからの公民館活動のあり方、運営の活動等について検討していかなければいけないと考えています。

(濱田教育長、降壇)

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

今、あの一教育長の方から、現況の公民館活動等々について報告があったわけですが、予算上において、公民館のいわゆる職員が、一般職と臨時職員、一般職においては464万1千円の予算が計上され、臨時職員においては232万1千円、ええー、このように、予算計上されておるわけですが、公民館運営にあたっては、公民館館長を設置し、主事をおかなくてはならないことを条例で謳われておるわけですが、このいわゆる予算化しているいわゆる公民館職員は、どこに配属されているのか。ええー、そして先ほどから公民館事業いろいろつつ述べられましたが、ええー弓削地区においては、予算的には、34万6千円の公民館事業費を組まれている。そして、魚島地区においては、わずか4万円の事業費しかない中において、先ほど述べられた事業は、どのような形での事業を予算として取り組んで来られたのか。そして弓削、魚島には、車両を所有しているはずですが、この公民館用の車両はどこにどのような形で配属しているのか、その点についてのご答弁を求めます。

○(池本 雅則 生涯学習課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 池本生涯学習課長。

○(池本 雅則 生涯学習課長)

寺下議員の質問に対して、後段の部分を説明させていただきたいと思います。

公民館経費の配分につきましては、私、教育委員会の配分じゃございませんので、この案件につきましては行政部局である、職員、給与配当課の方へ質問を回していただけたらと思

います。あとの部分ですが、公民館におきます、あの一、ええーと、車の配分について、あくまでも公民館活動としての車の配分ではなくて、教育委員会、社会教育若しくは、学校教育の立場の配分としての車の配分で活動費を按分して、各公民館費、学校教育費、社会体育費、社会体育施設費というふうに分けておりますのでご理解のほどをよろしくお願いします。

すみません、申し訳れございません。公民館長の配分につきましては、ええーと、各魚島公民館、高井神公民館につきましては、弓削地区の方の課長補佐に公民館長、公民館の管轄としまして、主事にあの一、本課の係1人、弓削地区につきましては私、課長の池本が公民館長、公民館主事につきましては職員の配置を据えて県の方にも報告しております。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

あの一、答えをね、答弁を聞きようるとね、あの一、何もかもがこうごっちゃになっとなんですね。あの一、社会教育費か、公民館費か、どこをどう使っていきよんのかね、やはり予算上きちっとしたものを明確にしていかないと、本来公民館としての活動形態というもんが全然見えてこないんですね。

あの一、先ほどから教育長の答弁の中にもあの一、小学生とか社会地域において地域においていろんな活動しとるという事は理解できるんですけどね、それが公民館としての役割としてね、任務として事業を行っているのか。社会教育の立場で事業を行っているのか、本来公民館の定義づけはどのようになっとなのか、教育長、公民館についての定義づけをお願いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、ええー(寺下議員から「町長、教育長に聞いとる」の声) はい。

○(濱田 和保 教育長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 濱田教育長。

○(濱田 和保 教育長)

ええーとですねえ、現に生名地区や岩城地区においては公民館という箱物はありませんけれども、様々な形で集会所や開発センター等現存する施設を利用しながら公民館活動は行われております。お金をかけて中央公民館のような立派な施設が造れば良いんですけども、中々財政が逼迫した私たちの小さな町には、本当に必要かどうか議論を交わしながら時代に沿った、現代に合ったような上島町の実情に合うようなまあ、方向性を検討していかなければならないと思っています。(前田議員から「回答になってないじゃないか」の声あり)

○(濱田 高嘉 議長)

答弁できますか。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

前任者の教育長の28年に質問したときのええー、ちょっと公民館の定義づけとはいきませんけれども、「公民館は地域の活動の社会教育の拠点いわゆる公民館という建物なしに社会地域においての教育等々の指導する、いわゆる社会教育に対する指針を示していくのが公民館」だと思うんですね。現存する施設が少ないからといってあの一、まあ、今日まで生名地区においても公民館があった時代は公民館の施設を中心に活用していましたが、現在、建物がなくなる中で、いろんな施設を活用しながら、この1年余り活動してきたけれども、段々不便さの中でいろんな部が廃部されていく中に今日あるんですね。ちぎり絵じゃ、ちぎり絵が公民館活動とされていたり、絵手紙が部があったりしても、そういった一つひとつの部が、ええー今日衰退して無くなって行く状況が生まれる中でね、あの一、「施設はどこを使ってもいいんです」とはいうものは中々使い勝手の問題等々で、ええー、中々部が発展しない。昨年の生名地区の文化祭においても、教育長も見てのとおり出展される物が極端に減ってしまったんですね。

そうした中で公民館運動、活動をどのようにしていくのか、あの一何かというと、33年度の岩城橋を開通することを言われますけれども、じゃあ、その間はどうするのか、いろんな活動をしながらそこにもっていくのが私は行政だと思うんですね。「33年まで一休みここでしときましょう」じゃなしに、やはり継続して公民館活動を行っていかないといけない。この際に、もう公民館活動を止めるんなら止めるという答弁でも構わんですけどね。やはり、そういった公民館のあり方を条例できちっと謳っている以上は、それに沿っていかないといけない。このように思うんですね。「公民館は、公民館長の下に次の目的を達するための事業を行わなくてはならない」と謳っているんですね。「青年、婦人、成人学級を実施する。そして定期的に講座を開設する。討論会や講習会、実習会、展示等々を開催する。図書や記録、模型、資料等を備え、その利用を図って行く。体育やレクリエーション等に関する集会を開催する。各種の団体、機関等の連携を図りながら活動をして行く」、このように謳われている以上は活動を進めていかななくてはならないし、前進さしていかななくてはならないのではないかなと思うんですけど、ここでその点町長はどのようにお考えですか。と言うて町長の出番です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

今の現状は、あの一、寺下議員もおそらくご承知だと思いますが、こういったコミュニティーと言いますか、地域社会の中で圧倒的にこういった今までの活動を支える人がいなくなっているのが一番の要因だと思っております。文化協会にしても、体育協会にしてもですね、これを支える人がいなくなっている。先ほど寺下議員さんの方の指摘されました「生名がまあ、そういった文化活動筆頭にどんどんこう衰退しているんじゃないか」と。これはあの一、私自身は、生名だけではなくて、岩城も弓削も魚島も明らかにこれは衰退しています。

それに対してどういった手が打てるかというのが、当然これは社会教育なりその一、そういったことを支えて行かなければならない町としては、大変な課題ではありますが、如何せん

そこを支える人がどうするかという話に最終的にはそこになってしまうんですが、今あの一、支えていただいている人はもの凄いスピードで高齢化が進んでおりまして、今やっている人、方もそれぞれの会場に出かけて行ったときにいつも聞かされる言葉で「これがいつまで出来るかわからん」と、そういうふうに仰います。本当にそのとおりだという事は実感しております。ただ、手をこまねているわけございませんので、新しい形をやっぱり作らざるを得ないのかなと思っています。これは公民館活動ではありますけど、今までのように、その部とか、そういったところだけに単体でやるということに対する限界が来ています。人口の規模の問題もありますし、その部の構成員の現象もあります。高齢化も当然あります。そういったいろんなその何と言いますか、負の要因と言いますか、それをどうやって組立て直すかという、そういう重たい課題だと認識しております。一筋縄ではいかないというのは当然認識しておりますけど、じゃあ、何が出来るかという話になりますと、今までのやり方をまあ、変えて、その部とかその垣根をある意味取っ払ったような動き方をしないと、絶対数を確保できないという、そういう状況だと認識しております。

ええー、本当に各部の方々には本当にあの一、心配されております。どうやったら良いかという相談もいっぱい受けております。しかしあの一、今のところまだ残念ながらこれだという方法論は見つかっておりませんが、地域社会の中でこういった活動をどうやって継続させながら発展に向けて舵を切り返すのかという話だと思っておりますが、ええー、全国各地のへき地と言いますか、こういった離島を含めまして、この問題を大きな壁となって立ち足はだかつておりまして、その解決策は本当に真面な答えと言いますか、それはまだ出ていないという現状認識であります。ただ、これはここでこうやって議論するというのは当然確かに大事なんですが、実際、現場の方でもっと議論を進めるしかないと思っておりますので、ぜひ、その際にはですねえ、皆さんとご一緒になってその一、現場でじゃあこれはどうするかという話をさせていただくしかないと思っておりますのでよろしくお願いします。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

あの一、町長の言われることは良くわかるんですね。あの一、全ての事において今、後継者の問題、この文化活動においても後継者の問題、地方自治体を成り立たせて行くのも後継者の問題、各個人の家庭にしても、後取りの問題後継者の問題、それぞれみんな共通されとるのは私も認識しておりますよ。

では、そこに何をするかと言うたら、やはり行政が指導する立場に立って、公民館活動は公民館館長、主事なりが指導的立場に立って進めて行かないと、それは自然的には何も発展して行かないですね。合併してから自治活動自治会を作りましたよね。そして、防災士の資格を取らして、防災士の団体を作った。

しかし、できただけで、そこは行政が作らしたものであって、指導する立場の行政が指導しないから自治会にしても、消防あの一、防災士の問題にしても、それ以上の段階に発展してないんですね。私は、やはり地方自治体がどうあるべきか、それが諸々に問われているのではないかと思って、この公民館活動について質問をしたわけなんですね。やはり指針を示

すなり、灯台の明かりを点けるなりしないと中々住民自らは動いてはいかないと私は思うんですね、その点どう思われます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

全国各地の先進事例というのが少しずつこういった観点で捉えて、じゃあ、何をするか、どういうふうに動くか、そういったのが少しずつ出つつあります。そういったことを十分に取り入れさしていただいて、新しい動き方をやっぱり作って行く必要があると思っておりますので、ただ、今の段階では方向性がそこまでただ煮詰まっておりますが、例えば地域のコミュニティーを再生するという動き方の中で子どもさんたちといかに一緒にやるかとか、外から来た人といかにそのエネルギーを使って動かして行くとか、そういった案件も事例も全国では、少しずつ着実に出てきております。ただ、我が上島町にあっては、まだそういった芽と言いますか、そこまでは動いておりませんが、先ほど言われましたように、自主防災組織であるとか、いろんな組織がありますけど、その組織を自分たちで自主的に動かしていくという、そういうスタンスですね、それをどうやって逆に行政の方が後押しするかという、そういう仕組みと言いますか、それが一番ポイントになると思いますので、そのところを見ながら、じゃあどういうふうな支援をしたら自立したそういった動きに結びついて行くのかという事はぜひ、これから取り組んで行きたいと思っております。

そういったことで、具体的な提案は、今はちょっとする案件を持ち合わせておりませんが、そういうスタンスで、とにかく町としてもこの現状認識は変わらないと思いますので、それからじゃあ、何が仕掛けられるかという事でやる以外にはないと思っておりますから、ただあの一、今の段階です、一つだけ私が気にしておるのが失敗しても良いからやらざるを得ないという、そういうところはあるんじゃないかと思っています。ええ一、やるからには何とか成功に持って行きたいですけど、こういった試行錯誤の通過点と言いますか、そういう今の現状だという認識であります。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員)

終わります。

(寺下議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで寺下議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩に入ります。

(休 憩 : 午前 9時55分 ～ 10時05分)

○(濱田 高嘉 議長)

はい、それでは会議を再開いたします。

続いて、前田議員の質問を許します。

(前田議員、登壇)

○(9番・前田 省二 議員)

議席番号9番、前田でございます。本日は、3点の質問をさせていただきます。

最初の1点目でございますが、「公文書公開手数料請求への住民監査請求」について再度質問させていただいたと思います。

公文書公開への手数料請求について、公文書公開申請の取り下げを認めた町長に対し、上島町民から住民監査請求が起こされ、住民側請求であった次に掲げる項目が全面的に認められたのはご存知のとおりでございます。また、その監査結果に対し、町長は自らの不当行為を認めました。

今回の監査対象事項は、町長が本件の公文書公開請求の取り下げを承認した行為は「正当な理由がある」と言えるかどうか。また2点目として、「公文書公開請求に当たり発生した手数料834,360円を、この取り下げにより78,390円に減額したことが違法又は不当な権限の行使と言えるかどうか」、「本件が上島町に大きな損失を与えたと言えるかどうか」の3点でございます。

12月5日に公開された監査委員の精査の結果は、「町長が本件の公文書公開請求の取り下げを承認した行為は『正当な理由がない』」との明記されています。同じく、町長の「違法又は不当な権限の行使」、「上島町に大きな損害を与えた」事実も認められました。

しかし、この事実について、宮脇町長は上島町民に対し、現在まで何の説明もなく、謝罪がないばかりか誰の処分もありません。今回の、自らの不当行為に対し、どのようなけじめをつけられるのか、どのような責任の取り方をするのかお伺いします。また、この監査委員勧告の結果により、町長の議会や公共の場での発言が、虚偽と証明された事例が多く出ています。同僚議員や私の一般質問に対しても「行き違いがあった」など、情報公開請求者をかばう発言ばかりか、自らの部下である職員の落ち度を指摘し、監査請求者などの攻撃的な言葉を繰り返しておりました。

今回の監査請求に、監査結果により、職員の事務処理や説明が適切であったことが証明され、職員の名誉が守られたことも重要でした。

そこで、今までの町長の議会の発言に対して、どのような責任の取り方をするのかお伺いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

先ほどの前田議員の質問にお答えします。

平成29年12月5日付けで監査委員による住民監査請求による上島町職員措置請求監査結果に係る報告勧告書に基づきまして、勧告がなされましたが、この勧告に対する対応等については本会議、全員協議会において報告をさせていただいております。そして、当勧告に対しては監査請求人及び関係職員からも特に異論も出される事なく、コピー代金339,015円についても12月26日付けで納付されている状況にあります。

なお、一般質問や本議会、全員協議会において、この案件については十分に説明さしてい

ただいております。また、監査委員からの勧告に対しましても真摯に対応しておりますが、今後におきましては、このような情報公開請求等については、手続き等に関して慎重な対応を行っていかねばならないと考えております。

なお、あの一、これは今調べておるところでございますが、尾道市等におきましては、このような案件に対して、情報公開審査会というのがございまして、そちらの方に弁護士等をですね、導入しまして数人でこういった対応のあり方について、処理のあり方、作成の仕方、そういう対応の仕方、そういった一連の動きを全部チェックする機能があるというふうになっておりますので、早急にこういったシステムを導入すべきではないかということで、今、検討を進めさせていただいております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええ一、回答にはほど遠い答弁でございましたけども、私はですねえ、9月議会において、「ここにあるように請求者が、上島町に提出した公文書公開請求の取り下げについての資料を写真に公開開示文書と共に町長の選挙運動ポスターが映り込んでいます。この請求者から提出された写真の場所は、町長の選挙関連事務所とも見えますが、町長の見解をお示ください」との一般質問を行いました。

その問いに対し、町長は現場を否定することなく、「はい、その先ほどのご指摘については、私とのそのそういう事務所のところへそれが書類として持って来られたというか、置くところがなかったからそこへ持って行ったという話は聞いております。ただ、そのことに関してですね、私は全然関知しておりませんので、そのことに関してのポスターが写っており、その事務所であったということに関しては、そのこととこれとは一緒にしていただかないようお願いいたします」とのお答えでございました。

「そのこととこれは一緒にしていただけないようお願いいたします」とは、どういう意味なのでしょうかね。「置くところがなかったから、そこへ持って行った」という話は聞いております。そのことですが、誰から聞いたのですか。明確にお答えください。自らが町長の選挙事務所と認めていながら、「私は関知していない」との言い訳が通るはずはありません。改めて、町長の情報公開とのどのような関わりであったかお聞きいたします。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

従前申したとおり私は、「それには関知しておりません」と再度申し伝えます。それから、ええ一、今回のその情報公開請求の内容について、私は、やはり最初の措置で間違いがなかったという、そういうふうな認識は未だに持っております。

と言いますのが、情報公開のあり方という意味で申し上げます。こちらの今回の監査請求して、その監査の勧告の中には、そういった、審査というか請求された中身に対する内容の審査というのが全くなされてなかったと思います。その点は皆さんもご承知だと思います。それはそれで良いのかという私がそのところを聞いたかったということでございますので、

以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

あの一、まあ、私もそうですけども同僚議員も一般質問で言われたかと思えますけども、その一、私らが一般質問したとき、それが監査請求が起きてそれが金額が返ったという事ですね、やはりある程度それを認めたという事で謝罪していただいても結構じゃないかなという立場でものを言わしていただいておりますが、まああの一、私は不当権限を行使したと考えておりますけども、先ほども言いましたようにね、町長がどのようにこれを責任を取るのか、取らないのか、それもはっきりしていただきたいと思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

私は、勧告には従いました。真摯に向きあっておるつもりでございます。それから、責任云々という話は、私の手続きの中にミスはなかったと思っておりますので、責任を取るつもりはございません。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 最後にします。

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

はい、わかりました。ええ一、どうしてもそれを認められないと言うのでしたら、まああの一、住民の方々も馬鹿ではないですからね。ええ一、よくご理解していただいたらと思います。

それではあの一、2問目の「公共交通への取り組みについて」、質問さしていただいたらと思います。(順番指摘あり) ああ一、3番目。(「フェスパ」の声あり) フェスパか、指定管理者の方ですね。ごめんなさい。

それでは、「指定管理者との教育について」の質問をさしていただいたらと思います。

ええ一、宿泊施設「フェスパ」については、上島町から管理者である地元民間業者の権利として指示された審査請求が実施されることなく、株式会社いきなスポレクが、で、議案が出され議決されました。

まず、審査請求の扱いはどのようなになっているのかお聞きします。

町民の皆様でも、ご存知ない方が多いかと思いますが、現在の指定管理者として運営している地元民間事業者は、赤字が出た年においても自らの財源で対応しており、町民に迷惑をかけていないばかりか、数年間は年間1,200万円、最近では年間600万円の家賃を町に収めております。つまり、その額が上島町民の収入になっているという事です。

そこで、今回、指定業者として議決された、町長が社長である株式会社いきなスポレクはどれくらいの家賃を上島町に収めるのでしょうか、お聞きします。また、株式会社いきなスポレクは、現在でも、年間実質3,000万円の赤字を出している会社です。フェスパが赤

字になったときには、誰が負担し責任を取るのでしょうか。町長ですか。教育長ですか。教育委員会でしょうか。もはや、町民の税金を投入しようとしているとは思えませんが、赤字が出た場合の対応策、来年度の収支決算を明らかにしてください。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ええー、ただ今の質問にお答えします。審査請求の扱いはどのようになっているのかということですが、平成30年1月15日付けで審査請求書が提出されましたので、その申請に対する審査を行っていましたが、2月5日付けで松山地方裁判所、受付は2月7日になっておりますが、上島町に原本が届いたのは2月15日に到着しておりますが、に、訴状の提出があったということで、弁護士と相談しながらその対応を行っているところであります。

ええー、訴状は、松山地方裁判所に提出されましたので審査請求については、現在審査等は中断しております。ええー、これは、審査請求があった時点ですぐに行政不服審査ということでそちらの方を立ち上げるべく準備をしておりましたが、先に裁判所の方にこう持ち込まれましたので、こちらが審査をしても裁判所の方が上位の判断ということになりますので、これは続けても意味がなくなる、無駄になるということになりますでしょうか、なるということで今は中断させていただいております。

それから、ええー、いきなスポレクはどのくらいの家賃を町に収めるのかという話でございますが、フェスパの指定管理者の指定につきましては、議案に添付されています、既に、ええー、前回のとき、臨時議会の際に議案に提出議案の中に添付させていただきました収支予算書に既にもう記載されておりますように、まあ年間で今までどおりのその630万円を納めるようになってはいるはずであります、なっております。

それから、赤字が出た場合の対応策、収支計画、来年の収支計画ですね、これにつきましては、赤字が出た場合は当然、株式会社いきなスポレクで対応しますが、ええー、まあ、ゆげフーズさんが6年間かけて赤字を解消できなかった、そういう難しい案件でありますから、そんなに簡単に黒字化できるかという話にはならないかとは思いますが、ええー、赤字が出ないよう経営改善等を行いまして黒字経営、何とか実現したいと考えております。

それから、収支計画でございますが、先ほど言いましたように、指定管理のあの議案に添付されておりましたように、予算書に記載されていた額は収入1億8,036万円、支出1億7,806万3千円ということで、229万7千円と差し引きがなっております。ただ、今回、少し開業がずれ込む予定になってしまったので、この辺りですね、スムーズな引継ぎができればよかったのですが、それがスムーズにいかない分だけずれ込んだ分だけ、ここは少し削られるようになるかと思っております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

これまた、ええー、質問に対しての対応の回答がなされていないんですけども、ええー、ス

ポレクの、は、フェスパの経営に手を出すことになり、明確な営利を目的とする会社になります。2月臨時議会において、その役員である教育長が自主的にフェスパ運営についての、ええー、説明をしていたのは皆さんのお聞きのとおりでございます。

しかし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第11条の服務規程には「教育長は、法律又は条例に特別な定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。」とあり「教育長は、教育委員会の許可を受けなければ営利を目的とするその団体の役員に従事してはならない。」とあります。

これは条文であります。つまり、教育長は、教育に専念しなければならないということです。教育長は、現状でも教育行政には属さない行政分野にまで口を多々出しておりますが、これは服務規程違反です。あなた、ご存知ですか、これ。教育長は、今後、どちらに力を注ぐつもりか、教育ではなく、行政分野に手を伸ばすのであれば、教育長を辞職されては、からの方がよいのではないのでしょうか。教育長の見解をお伺いたします。

○(濱田 和保 教育長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、濱田教育長。

○(濱田 和保 教育長)

ここでいいかな。ここでいい。(副町長に問う)

はい、お答えいたします。ええー、他の部署のところについて、あのいろいろと言っているということに関しましては、私も教育長になりまして、町の方の行政に入りまして、あの行政の仕組み等いろいろ勉強する意味で様々なあの行政の場所に行きまして、どういう風になっているのかということについては、あの勉強をさしてもらいにお伺いさしてもらっているところではございまして、何ら問題はないかと思っております。それと、先ほどの法令的に違反ではないかという部分につきましては、もう一度、精査しまして検討させていただいてお答えさせていただきたいと思えます。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

あのねえ、教育長。あなた、教育長になったらね、そういうことぐらいすぐ勉強しなさいよ。ねえ、ここにちゃんと条文が残ってんですよ。条文あるんですよ。ねえ、それをなしにね町長が任命したから言うてね、行政に口を出すということは、まかりも通らんですよ。で、ましてやね、えっと、「自らが営利を目的とする私の企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」という、ねっ、これは何ですか(資料提示)。杜仲茶。ねっ、生名杜仲茶生産グループ濱田代表でなっとるじゃないですか。これが許されるんですか。

これ、いかんでしょ。ねっ、辞表もんですよ。お前、あなた。ほで、先ほど町長の回答もありましたけれども、穴埋めはどうするんですか。それらもはっきりしてくださいよ。住民がまたほんなら赤字が出たけん言うて、ええー、今、年間3,000万出してるのによ、それにまだ2,000万出すんですか。とんでもないことですよ。それとも町長か教育長が負担するんですか。社長、副社長が、そこら辺もはっきりしていただかないと町民の皆さんも

納得いきませんよ。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、あの一、いきなスポレクについては、今、現在赤字ではございません。あれは、ええ一、町の方が生名村時代からスポレクを立ち上げた時点から、「これはこういう風な運営をします」ということで、スポレクに対して運営費、委託費ということで、その金額をずっと維持しながらやってきたはずです。これはあの赤字補填という意味合いのものではありません。最初からいきなスポレクはこういう運営体質でやるということを生名村時代からそれを決めてそれを実行しているということでもあります。

それから、あの一、赤字になるならないは、これは、あの一、ゆげフーズさんも一緒だと思いますが、厳しい環境であるというのは当然認識しておりますが、これは「何としても黒字にしたいという経営努力をする以外にない」と思っておりますし、当然こういった経営責任というか、そういったことに関しては会社としてこれを受けてやらざるを得ないということとは明らかなだと思っております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

回答になってないなあ。あの一、まああの一、会社が責任も持つということで、ほんならいきなスポレクは赤字じゃないんですか。ええ一、赤字じゃない、副町長お前、頭振りようるけど赤字じゃないん。ええ一、町から3,000万出さにゃ給料出てないじゃないか。なあ、(寺下議員から「ちゃんと答弁せいや、結果方式で町の…」の声あり) まあ最後ですけども、あんたら責任逃れで答弁しょんじやろうけども、最後に教育長、あんた、これどうするんですか。それを聞いて2問目の質問を終わります。もう町長に聞いても町長は自分が責任取らんということですから、これは住民の皆さんに判断してもらわないと仕様がないます。

○(濱田 和保 教育長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、濱田教育長。

○(濱田 和保 教育長)

ええ一、確かに杜仲茶につきましては、父親がやっていたものを今、母親が代表としてやっております、私はそれをお手伝っている状況ではあります。以上です。

(寺下議員から「名前のこと…」の声あり)

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

はい、3問目。まあええわい、もう仕様がないわい、もう。

最後に「公共交通への取り組みについて」お訊きします。

上島町にとって、最も重要な政策である公共交通については、町長が「審議会において協議する」とか「公共交通ネットワーク協議会において、リアルタイムで協議をさせていただく」と議会の場で約束しています。

しかし、現実には具体的な審議がない、なされないまま、大きな政策の転換を強行し、予算

化しようとしております。

しかし、そればかりか、議会にも公共交通について「将来の構想や展望」の提示や協議さえもありません。もちろん、「全ての行政事務を議会と協議しろ」と言っているわけではありませんが、「政策とは提示された案を議会内で議論して決定するもの」であり、現在の委託業務については、議会の承認決定を受けている案件であります。これは重要です。町の政策を独断で進めることは許されることではございません。

しかし、残念ながら上島町では今、民主主義と協議が失われ、将来の計画性さえ全く示されていません。

例えば、バス運行の民間委託事業については、10月に町長が民間会社に自ら乗り込んで「来年度からは民間委託の契約を行わない、行政が職員で運営する」と一方的に通告をしております。また、生名公営渡船の民間委託についても、複数の航路業者からの継続維持の要望が出ているにも関わらず、直営で行うための船員募集をホームページ等で行っております。生名回漕店業務員募集も同じでございます。

宮脇町長はなぜ、上島町民にとって生活に欠かせない、この重要な「政策」を公共交通ネットワーク協議会や議会と事前協議をしないのかご回答ください。

家族を持つ民間の働く場を、なぜ、上島町側が奪う必要があるのか。その町民は今後どのようにして子供たち養って行けば良いのでしょうか。

民間人の雇用をなくし、人件費の高い公務員を何十人も増やそうとしている政策を、責任ある議員の立場として黙認することはできません。

他の自治体においては、直営から民営委託を、民間委託を採用しているのが現実の動きです。なぜ、この財政の厳しい上島町において、経費の安い民間事業者を排除し、公務員を増さなければならないのか。上島町自らが、なぜ、民間事業を圧迫するのか、その具体的理由と上島町へのメリットをお示しください。公共事業の「将来の構想や展望」について、5年後、10年後にはどのような体制になっているのか、民間と直営の経費の比較と財政状況について、町長は具体的に町民に示す義務があります。また町民に明らかにしてください、本日。

9月定例議会の一般質問の回答においても、自ら具体的な数字が示されなかったのは、現在、町長が進めている公共交通政策が、計画性のない思いつきの政策と言われても仕方ないんで、仕方がありません。この公務員重視の政策は、上島町の財政危機を招くことが明らかです。公務員を増大させた自治体の末路は歴史的事実を示しております。

来年度予算が、平成23年度（檜垣議員から「28年度じゃろうが」の声あり）平成28年度当初予算に比較し何名の正規職員が増えているのか、義務的経費である人件費がいくら増加しているのか町民にここでお示しください。

上島町の子育て世代や若者たちに付けが回ってくる、この政策の責任は誰がどのようにとるのかもお示しください。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ただ今の質問にお答えします。

まず、ええー、「上島町民にとって、生活にとって欠かせない重要な政策をなぜ事前に協議しないのか」という話でございますが、私も選挙公約である「公共交通体系の再編整備において、生名船舶事業についての直営化について」は議会でも何度も説明させていただいております。

ご質問にありました上島町交通ネットワーク協議会につきましては、今後の交通体系の構築や確保に向けた、地域の実情に適した交通体系全般について検討することを目的としております。現在、その方向で町の交通の課題について広く協議を進めているところでございます。これは中々普段集約しにくいということもありまして、利用者の目線からの議論をしていただいております。議会に対しましては、就任後12月議会の以降にですね、一般質問への回答としまして、生名船舶等の交通政策について、私の方針や考え方を既に回答させていただいておりますし、まあ、あの一、1月の臨時議会等もですね、先般の全協でも進捗状況等の報告をさせていただいております。

それからですね、町、自らは民間事業を圧迫しているというご指摘でございますが、これはそういう観点は全くございません。岩城橋開通後に向けた私の選挙公約であります「公共交通体系再編整備の体制づくり」ということでありまして、また委託料は直営に比べて高い状況にあるという認識の下で進めさせていただいております。

それからですね、あとは今の航路再編は、安全運航管理という事も重要なポイントになっておりまして、今のフェリーの委託方式でありますと、どうしても2社にまたがるようなそういった運航管理になりますので、これはちょっと安全、安心面でも厳しいかなという事で、全面町管理体制にする意味で、そういった安全、安心でのそれを打ち立てるという意味でメリットが出て来るのではないかという事を考えております。

それから、（池本興治議員から「委託料が高いということを言わにゃ」声あり）委託料の問題はですねえ、ええー、現在設計しております単価としまして、週2日で5,500万円になっております。で、これは従前説明させていただいたとおりですね、船長2名それから機関長2名、甲板員3名という、そういう内容になっておりました。これは実態とはずれているという認識がございます。因みに生名船舶におきましては、ええー、5名から4名で実際の運航に対応しているという状況であります。

それからですね、ええと、生名回漕店業務につきましてもですね、そういった意味で委託料はこのままではちょっと高いのではないかとということで見直しをさせていただいております。

それから、まず、ええーとあの一、後ですね人件費と正規職員の話がございましたが、来年度予算と28年度との比較という質問ですが、人件費、委託料ですね、これは年々上がっておりますが、直近の29年度との比較で回答させていただきたいと思いますが、生名船舶事業では、正規職員の比較では、一般行政職員6名、事務職員1名と船員5名の増員を予定しております。事務職員1名と臨時職員1名の増員は平成30年度から本格的に新造船の建造及び公共交通体系の再編整備を実施して行くためのものであります。また船員5名の増員は委託から直営に変更したための増員でございます。

それから、正規職員 6 名と臨時職員 1 名の増員の予定で予算額、総額においては、500 万円の増額となっておりますが、新造船の建造及び公共交通体系の再編整備の実施のための増員を除けば実質的には、立石港務所管理委託及び船舶運航業務委託を直営に変更したことにより 1,000 万円以上の減額となっております。ええー、問題がちょっと質問が多岐に亘っていましたが、ええー、以上のような回答でお願いします。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

私は、今の世の中ですね、民間に委託して安くあげて行くと思います。まあ、町長が安くなるというんでしたら、安くなるではないかと思いますが、代船とか、そのもう 1 隻のドック入りとかいう問題も議会の方にも報告が来ておりません。どうするのか良くわかりませんが、9月議会においてね、町長は「全体としましては財政といろいろな数字がございますので、一つだけの数字を示してどういう事は、今の段階では到底できないと考えております」と発言しておきながら、なぜ、私はですね、経費が余分にかかる公務員体制を、に変えようとしているのか良くわかりません。いつの段階でも数字を示すのか、具体的な数字を示すのか。

まあ、あの一、1,000 万円ぐらい安いというふうなことでございますが、民間の私は経費の高い公務員へ移行させようとする政策について、また、将来の展望と財政について、町長はもちろん、公共交通の財政の担当課長の見解をお聞きしたいと思います。

なお、この回答は、公式な議事録として長く残ります。担当課長においては、全体の奉仕者として忠実な公平な課として見解もお聞きしたいと思いますが、課長いかがですか。

○(杉田 和房 企画財政課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 杉田課長。

○(杉田 和房 企画財政課長)

今後の財政運営については、大変厳しいものと認識しております。あの一、ですので、現存の計画にあるような事業については、凍結、廃止とか凍結とか、そういうことを続けながらですね、財政運営を今後とも務めて参りたいと思います。あと町長の政策については、私どもはその実現化に向けてなるべく対応したいと考えております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員、最後にしてください。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、まああの一、何度繰り返しても一緒なんだろうけども、まあ、どこに生名渡船がこの数字の上でですね黒字であると言えるのか。また、船舶の建造費用を含めて具体的な数字でわかる範囲で教えていただきたいと。また、新造船の建設費用の財源をは、どうなるのか。その点を一緒にお聞きして最後にしたいと思います。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、先ほどご指摘にあったとおりにですね、これは生名船舶全体の予算書の中で見ていただくのが妥当かと考えております。で、ここの部分はいくらになった。ここの部分がいくらになったということは、かなり判断は難しいのではないかと考えておりますが、先ほど申しましたように、全体の予算額、前年度ベースで比べた場合にどうなるかということで、まああの一、収支計画ですね、こちらが多少、予算総額において、総額で500万円の増額となっているという、今の段階での予算額であります。ただ、そのときに内容としましては、先ほど言いました新造船の検討とか、交通再編とか、そういったものを全て含めた中での額でございますので、先ほど言われました、船舶の部分だけという話には中々ならないというのが現状かと思えます。

それからこれがですね、例えば、委託の分がどうなのかという数字であれば、先ほど私が述べたような金額とかですね、そういったものは出していけると思いますが、後ですね、これから先、交通、船を造る財源につきましては、当然金額的にも大きなものになりますので、補助事業等もございませんし、起債という格好になると思います。そういった財源対応をやらざるを得ないというのはもう明らかでございますが、これも、まあ交通量が激増されることは予測される、岩城橋開通までに何とか間に合わせるのが、まあ、課題と言いますか、問題解決の一番大きなところではないかと考えております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

答弁になっておりませんが、まあ、終わります。3回目でございますので、ありがとうございました。

(前田議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで前田議員の質問を終わります。

ここで私から一言申し上げます。ええー、これまで前田議員、他の議員から情報公開の公開手数料についてですねえ、幾度と質問がありました。で、実は、この質問は一昨年12月からスタートしたと思うんですけど、この広報かみじま、これは昨年12月末に配布された広報誌でありますけど、この中に住民監査請求の監査報告が、その結果が記載されております。3ページに亘って記載されております。まあ当然、議員の方は既に読んでいらっしゃると思いますけど、約5,000文字に亘っております。この内容はですねえ、公開請求した人、あるいは理事者側、職員側あるいはまた住民監査起こした3名の方もこの内容で決して4者ともですねえ、満足していないと思うんです。ですが、これ以上でもないし、これ以下でもないということをご理解いただいて、少なくとも私の議長任期、10月末まではこの情報公開請求についてはですねえ、今後、一般質問が出てきた場合は私の方で処理したいと、このように考えておりますので、ご承知おきください。(前田議員から「はい、はい」の声あり) 以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、林議員の質問を許します。

(林議員、登壇)

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

議席番号2番、林康彦です。

「町の財政状況はどうか」ということで、ちょっとお聞きします。ええー、現在の町の債務が約152億円あると聞いております。そして、国からの交付税、補助金等これから入ってくる予定の金額を引き、預貯金等のプラスの基金も差し引いた町が責任を取るべき債務はどのような状況なのか。比較材料として、多年度の資料があればその金額もお示ください。

○(杉田 和房 企画財政課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、杉田課長。

(杉田企画財政課長、登壇)

○(杉田 和房 企画財政課長)

林議員の質問にお答えいたします。

まず、地方債の残高についてですが、合併当初の上島町全体残高は、元金136億円、それに対する利子は22億円で、総額158億円でした。

これが、平成28年度末においては、元金142億円、利子10億円の総額152億円となり、元金は6億円の増加、利子は12億円の減少となっております。

次に、これら地方債残高については、将来的に地方交付税として上島町に算入される有利な起債を中心に借りており、例えば、辺地債なら元利金の返済の8割、過疎債なら7割が今年度、町に戻ってきております。

ただし、すべての借入が辺地債や過疎債というわけではなく、下は交付税算入率0%から上は100%と様々であることから、将来的に町に返還される割合は、元利金総額の約60%でございます。

よって、先ほどの平成28年度末の元利金の残高152億円に対し、交付税として戻ってくる割合をかけると、62億円が差額として残ります。

この差額が、町の負担で支払わなければならない額でございます。

因みに、合併当初における町の負担額は、同じ計算で行いますと64億円となり、合併後12年で、2億円の減少になりました。

さらに、町には一般家庭でいうところの預貯金である基金という蓄えがございます。この基金については、合併当初は、主要な基金である財政調整基金・減債基金・ふるさと整備基金等の残高が31億円で、平成28年度末には28億円となっております。仮に、この基金という蓄えを町で負担しなければならない地方債の元利金の残高にすべて充当しますと、合併当初は33億円、平成28年度末では34億円となり、林議員の仰られる「町が責任を取るべき債務」ということになります。

ただし、基金を全て元利金の償還に充てるということは、財政運営上、現実的ではありません

せんので、通常の元利金の償還には、町税や交付税を中心とした一般財源で対応しており、また、元利償還金のための基金である減債基金については、将来の財源不足に備えるべく、なるべく取り崩さないような財政調整をしております。

さらに、地方債の償還期間は、銘柄によって最短で10年、最長で30年と違い、町としては毎年度「中長期財政計画」という10年間の財政計画を策定・更新し、その中で、借入れと元利金の償還のバランスをとるような計画とし、実施では、なるべく交付税算入率の高い起債の借入れや、既に借り入れたものについては、現在、借り入れの利率が低いことから、可能な限り低利率への見直しを行うなどして、将来に備えているところでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

はい、ありがとうございます。34億という金額があのかつれられない金額として目に見えてくるわけですが、あのかつ、「町の一般会計予算編成基本方針」(資料提示)これにあるんですが、本町の対応のところなんですけども、歳入の5割以上を占める地方交付税が平成27年度以降5年間にわたり、合併特例措置額が0.9、0.7、0.5、0.3、0.1と毎年毎に低減され、平成29年度算定額を基準に交付減額を試算すると30年度は2億4千万円、31年度は3億1千万円の減額、3年後の32年度は3億4千万の減額、大幅な減収となる見込みとなっている。まあ、29年度比なんですけども「今後は、財政調整基金をはじめとする各種基金を取り崩しても予算編成が成り立たなくなる事態が懸念される」とあります。このような財政が厳しいと予想される中、34億円の債務の返済計画は、どのように考えておられますでしょうか。

○(杉田 和房 企画財政課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、杉田企画財政課長。

○(杉田 和房 企画財政課長)

はい、地方債の償還というものは、必ず返さなくてははいけないものでございます。ですので、将来的に財源が不足するようなことがございましたら、歳出であります物件費、例えば、こういった施設の管理費とか、そういうところの節減とか節約、あるいは、現在計画されております大型事業の凍結、廃止等によって財源を確保して、こういった地方債の償還に充当したいと思っています。以上です。

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

はい、その34億という金額を町職員にも周知していただきまして、町民の皆さんにも知っていただいて、共に考えていく必要があると思いますので、子や孫の世代に負の遺産を残さないように共に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

これで、林議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。ここで、１０分間、休憩に入ります。１０時１０分再開いたします。

（ 休 憩 ： 午前１０時００分 ～ １０時１０分 ）

○（濱田 高嘉 議長）

ええー、会議を再開いたします。

最初にお諮りいたします。次の議案第４１号から議案第５２号までの補正予算案であります。今回の補正は、入札減少金による補正や事業の実績に伴う減額が主な理由であるため、予算決算委員会へは付託は省略し、本日ここで審議のうえ、即採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、今回の補正予算案につきましては、予算決算委員会への付託は省略し、本日ここで審議のうえ、即採決することにいたします。

日程第５、議案第４１号

○（濱田 高嘉 議長）

それでは、日程第５、議案第４１号、「平成２９年度上島町一般会計補正予算（第５号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（村上 和志 副町長）（挙手）

○（濱田 高嘉 議長） はい、村上副町長。

○（村上 和志 副町長）

はい、議案第４１号、「平成２９年度上島町一般会計補正予算（第５号）」の説明をいたします。

予算書の１ページをお願いいたします。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２億３，７００万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６５億４，９５０万円といたします。

第２項の歳入歳出予算の補正につきましては、お手元の平成２９年度３月補正予算の概要に基づいて説明いたします。概要の１ページをお願いいたします。まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は一般会計がマイナス２億３，７００万円特別会計はマイナス１億４，３３０万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計マイナス１，３２０万円、国民健康保険診療所事業会計マイナス２，８９０万円、へき地出張診療所事業会計マイナス１０万円、後期高齢者医療事業会計５２０万円、公共下水道事業会計マイナス６９０万円、簡易水道事業会計マイナス４，３００万円、農業集落事業会計マイナス３６０万円、介護保険事業会計マイナス３，４２０万円、介護サービス事業会計マイナス１６０万円、魚島船舶事業会計０円、特別養護老人ホーム事業会計マイナス４００万円、生名船舶事業会計マイナス１，３００万円となっております。企業会計である上水道事業会計ですが、今回の補正はありません。

次に一般会計の補正予算編成は、町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、給付金、繰入金、町債等を財源として既定の事務事業の見直しをいたしました。主な財源といたしまし

ては、町税5,440万円。内訳といたしましては、個人が1,950万円、法人が2,790万円、固定資産税が730万円、軽自動車税が80万円、市町村たばこ税がマイナス110万円です。地方交付税3億8,000万円。これは、特別交付税です。国庫支出金マイナス1億1,396万1千円。主な内訳といたしましては、児童手当支給費負担金マイナス700万5千円、社会資本整備総合交付金の町道整備事業分マイナス3,430万円、同交付金の住宅等整備事業分マイナス1,489万6千円、防災・安全社会資本整備交付金の町道舗装・法面補修事業分マイナス1,645万円、同交付金の長江港改修事業分マイナス4,000万円等です。

2ページをお願いいたします。県支出金マイナス3,031万5千円。主な内訳としましては、児童手当支給費負担金マイナス331万9千円、農業関係費補助及び交付金マイナス300万9千円、港整備交付金及び水産物供給基盤保全事業交付金マイナス442万6千円、がけ崩れ防災対策事業費補助金マイナス328万8千円、防災・安全社会資本整備交付金（長江港改修事業分）マイナス1,333万3千円、愛媛県木造住宅耐震促進事業費補助金マイナス122万1千円等です。

寄附金1,011万5千円。これは、一般寄附金100万円、ふるさと納税寄附金911万5千円です。繰入金マイナス4億3,200万円。これは、特別交付税の計上や不用額等により、ふるさと整備基金及び財政調整基金の一部並びに減債基金の全額を繰入中止するものです。町債マイナス9,950万円。これは、借入を予定している各事業について、入札減少金等による事業費の減に伴う減額計上です。以上、マイナス2億3,700万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず、1番目として、繰越明許費ですが、予算書7ページをお願いいたします。

まず、総務費の地方公共団体情報システム機構負担金は、マイナンバーカードの発行申請が当初想定よりも少ない状況にあり、国から県内全ての自治体に繰越対応する旨の指示があったことにより翌年度に繰り越すものです。

次に、衛生費の最終処分場整備用地買収事業は、12月補正予算に計上したもので、用地交渉や登記手続き等に不測の日数を要したことから、年度内完成が見込めず翌年度に繰り越すものです。

続いて、農林水産業費の篠塚漁港フェリー発着場補修工事は、工事実施にあたり施設利用者との調整に不測の日数を要しこと。また、水産物供給基盤機能保全事業（魚島）は、事前調査において、支障物件の撤去に不測の日数を要したことから、年度内完成が見込めず翌年度に繰り越すものです。

それから、土木費の防災・安全社会資本整備交付金事業 町道法面・構造物等対策事業は事前調査に、社会資本整備総合交付金事業 町道佐島循環線道路改良事業は工事施工上障害となる家屋に係る補償交渉に、町道篠塚・神ケ市線道路法面保護工事は工事箇所における支障物の撤去に、町道船瀬・神ケ市線道路法面保護工事は本工事法面保護工法検討に、中都地区がけ崩れ防災対策事業境界確認等委託業務については事前調査に、佐島B地区集落・避難路保全斜面地震対策工事は用地取得にあたり、地権者との協議にそれぞれ不測の日数を要し

たことから、年度内完成が見込まず翌年度に繰り越すものです。

次に、2番目として、債務負担行為の補正ですが、予算書8ページをお願いいたします。

これは、中小企業振興資金に係る利子補給について、新たに22件分の追加及び1件分の変更により限度額等を変更するものでございます。

「補正予算の概要」の2ページへ戻ってください。

3番目として、次の事務事業等が一部変更等を要するに至りました。

(1)の社会資本整備総合交付金事業(町道佐島循環線改良)及び(2)と(3)の防災・安全社会資本整備交付金事業の(町道舗装整備)と(長江港浮棧橋改修)は、いずれも国からの交付内示の大幅な減額に伴い事業費を減額するものです。

4番目として、その他、経常・投資経費の変更を要するに至りました。

以上で、議案第41号、「平成29年度上島町一般会計補正予算(第5号)」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、あのですね、予算書の全般というんじゃないんですが、ちょっと確認だけしたいんですが、えっとあの一、まあこれ繰越明許費に関係することなんですが、あの一佐島の最終処分場の事業及びそれに関するあの道路改修も今年度予定されていると思うんですが、まずあの一、処分場の土地の取得状況は現状でどうですか。この予算たったときから時間経っておりますし、それからあの一、それにアクセスするための道路の改修のための土地の取得がいるようになるんじゃないかと思うんですけれども、その辺りはどういうふうになっていきますか。

○(中濱 淳一 生活環境課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、中濱生活環境課長。

○(中濱 淳一 生活環境課長)

はい、ええ一用地交渉につきましては、ええ一まだ実際には行っておりません。今後これから、やっていく予定です。あつ、道路の改良につきましては、改良というよりは、雑木の伐採ですとかを、ええ一予算計上しております。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

まああの一、予算が決まっていなくて、たちまちのその一用地交渉という事にはならんとは思いますが、一応そのえ一とですねえ、まあ見込み立っていないとこれ事にならん話なんで、何か問題が起きてんのか起きてないのかということと、道路に関しては、じゃああの一拡張とかといったようなことではなくて、周りの雑木の伐採といったような事業ということで今年度の当初予算に上がっているのですか。

○(中濱 淳一 生活環境課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、中濱生活環境課長。

○(中濱 淳一 生活環境課長)

ええー、用地交渉につきましては、全然、問題なく進むものと考えております。で、道路につきましては、先ほど説明したように、拡幅は行わず雑木伐採の予算を計上しております。

○(濱田 高嘉 議長)

他に、質疑はありませんか。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

あの一、公営塾、あっ、ええーとごめんなさい。17ページの19款になるんですけど、公営塾の授業料が今回減額されています。で、先ほど、町長のあの説明にもあったんですけども去年の秋から一応本格稼働されていると。で、私たちが一番最初に説明受けたときから、たぶんいろいろ状況変わっていると思いますので、その説明を詳しくしていただければと思うのですが。

○(杉田 和房 企画財政課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、杉田企画財政課長。

○(杉田 和房 企画財政課長)

はい、あの一、公営塾、まあ秋からスタートしたんですけども、当初、まあ、すぐあの一この授業料を取る予定でございましたが、講師がまだ1人2人と揃ってなかった関係上、今年度中は、無料ということでやらさせていただきます。そして、新年度からはですね、保護者のアンケート等取りまして、ええー町長の決裁を受けまして、1年生、2年生については月3千円、あと3年生で進学希望の方は5千円、そして、あと3年生で就職希望の方もあの面接等の勉強に来るという事なので、その方は3千円ということで授業料という形で取らせていただきます。なお、あの一減額、減免申請等も予定しておりますので併せて答弁させていただきます。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

他に、ありませんか。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

あっ、すみません。先ほどの公営塾なんですけれども、えっと確か議会で一番最初に説明してもらったときには、塾長さんと講師が1名だったかなと思っているんですが、その辺の変更の経緯とかご説明いただけますか。

○(杉田 和房 企画財政課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、杉田課長。

○(杉田 和房 企画財政課長)

はい、あの当初、そういう説明したと思うんですが、ええー現在、塾に来られる子が17

名と人数が増えておりますので、新たに1名。で、現在は、塾長1人と講師2人という体制で行っております。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

他に、ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないよう…。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、ええと、そうしましたらですねえ、20ページお願いしていいですか。20ページの総務費の中の負担金補助及び交付金のところで、あの上島町ふるさと応援活動支援交付金というのが新たにまあ計上されているんですよ。で、これ3月の当初の、あつごめんなさい、来年の当初の予算にもまあ同じ項目が出ていて、で、説明資料によると、まああの一、NPOへの支援を目的とした寄付が増加したためという事になっているんですが、この辺の詳しい経緯をご説明いただきたいんですが。

○(古本 正 総務課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、古本課長。

○(古本 正 総務課長)

ええーと、これ、ふるさと、あつ、ふるさと応援活動支援交付金、まあこれ、NPO法人へのあの交付金になるんですが、これは当初予算計上しまして、一度6月にあの332万5千円、補正さしていただいております。そして、なお且つ、あの寄付金のNPOへの寄付が増えましたので、この3月でもなお且つ5、344万の補正増とさしていただいております。

(杉田和房企画財政課長、金額の指摘) あつ、すみません。金額が534万4千円となっております、はい。ええー、結局あの一当初見込みよりは、あの、より予想以上にあのNPO法人等への寄付金が増えとるため、この度補正増とさしていただいております、はい。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、あの一、町にいくつかNPOあると思うんですけれども、これ指定されているって事は何か当然、特定のNPO法人の特定事業にされてるっていう理解でいいんですかねえ。

(「その細かいこと言うてあげんけんよ」の声あり)

○(古本 正 総務課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、古本課長。

○(古本 正 総務課長)

はい、えっと、失礼します。今回、来たときに机の上に置いてって後から説明しようとは思ってたんですが、ふるさと納税実績表ですか。（町長、資料を掲げる）それは、あの置いとりました。（古本課長、資料を探す。宮脇町長、「これですか」と資料を古本課長に渡す）

○(古本 正 総務課長)

あつ、すみません。これを参考にしていただいて寄付の金額は、このNPO法人でしたらこの4社、社と言っていいのかわかりませんが、で、それとなお且つ、下のピースウ

インズ・ジャパンについては、それプラス具体的な計画が3つあります。それぞれに、寄付者の希望意志により、あの振り分けして使用目的が決まっております、はい。（古本課長「ありがとうございます」と町長に資料をお返しする）

○（濱田 高嘉 議長）

いいですか。他に質疑ありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第41号、「平成29年度上島町一般会計補正予算（第5号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第42号

○（濱田 高嘉 議長）

続いて、日程第6、議案第42号、「平成29年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（今井 稔 住民課長）（挙手）議長。

○（濱田 高嘉 議長） はい、今井住民課長。

○（今井 稔 住民課長）

ええー、議案第42号、「平成29年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

ええー、補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出をそれぞれ1,320万円減額し、予算の総額を13億1,980万円といたします。主なものといたしましては、事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税488万4千円の増は、世帯数及び被保険者が当初見込みより上回ったことによるものです。

3款1項2目、国民健康、ええー国庫負担金の高額医療費共同事業負担金、321万8千円の減は今年度の医療費実績に伴うものです。

2項1目、国庫補助金の特別調整交付金592万2千円の減は、魚島国保診療所の診療日数の減、診療所新築工事の入札減少金によるものです。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目、県負担金、高額医療費共同事業負担金321万8千円の減は今年度の医療実績に伴うものです。

4款2項1目、県補助金の財政調整交付金2,351万4千円の減は、前年度の実績給付額が見込みより少なく、減額しています。

5 款 1 項 1 目、療養給付費交付金 6 2 7 万 9 千円の減は、実績により減額しています。

6 款 1 項 1 目、前期高齢者交付金 3, 4 8 6 万 4 千円の減は、前々年度分の療養給付費等が確定したことにより、減額しております。

7 款 1 項 1 目、共同事業交付金 7 9 9 万 4 千円の減は、1 件 8 0 万円以上の医療費実績に伴い減額するものです。

9 ページをお願いします。

7 款 1 項 2 目、保険財政共同安定化事業交付金 2, 0 9 3 万 6 千円の増は、全ての医療費実績に伴い増額するものです。

1 0 ページをお願いいたします。

歳出ですが、2 款 1 項 2 目、退職被保険者療養給付費 6 9 4 万 3 千円の減は、医療費が当初見込みを下回ったことにより減額するものです。

1 2 ページをお願いいたします

3 款 1 項 1 目、後期高齢者支援金 7 5 3 万円の増は、前々年度の支援金が確定したため増額するものです。

1 4 ページをご覧ください。

6 款 1 項 1 目、介護給付費納付金 7 1 1 万 4 千円の減は、前々年度の納付金が確定したため減額するものです。

1 5 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目、高額医療費拠出金 1, 2 8 6 万 9 千円の減、3 目、保険財政共同安定化事業拠出金 1, 3 3 3 万 6 千円の減は、今年度実績によるものです。

1 6 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目 1 3 節、委託料 5 6 2 万円の減は、特定健診の実績及び計画策定の業務の見直しにより減額するものです。

1 7 ページをお願いいたします。

1 0 款 1 項 3 目、療養給付費等交付金返還金 3, 0 8 1 万 7 千円の増は、前年度の国庫負担金等の確定に伴い、返還金が生じました。

1 8 ページをお願いいたします。

1 0 款 3 項 1 目、国保診療所会計繰出金 5 9 2 万 2 千円の減は、国保診療所会計の診療所新築工事の入札減少金により減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 4 2 号、「平成 2 9 年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第42号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第43号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第7、議案第43号、「平成29年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、議案第43号「平成29年度 上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第3号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出にそれぞれ2,890万円を減額し、予算の総額を2億3,240万円といたします。主なものにつきましては事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いいたします。はい、歳入ですが、1款2項1目、国民健康保険診療報酬収入8万2千円の減、2目、社会保険診療報酬収入47万5千円の減、3目、後期高齢者診療報酬収入159万9千円の減、4目、一部負担金収入35万4千円の減及び5目、その他の診療報酬収入3万4千円の減は、診療日数の減に伴う受診見込者数の減によるものです。

3款1項1目、国診事業費国庫補助金509万9千円の増は、移動診療実施に伴う巡回診療航空機運営事業補助金等による増額です。

4款1項1目、一般会計繰入金470万円の減は、施設整備費や人件費減に伴う繰入金の減額です。

8ページをお願いいたします。4款2項1目、事業勘定繰入金592万2千円の減は、年間診療実施日数の減による運営費補助金分の繰入金の減額です。

8款1項、町債2,100万円の減額は、入札減少金等の事業費の減に伴う起債借入額の減額です。

9ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目3節、職員手当等110万円の減及び4節、共済費152万9千円の減は人事異動等によるものです。

9節、旅費62万5千円の減は医師の退職によるもので、旅費が執行されませんでしたので減額です。

19節、負担金、補助金及び交付金87万3千円の減は、魚島・高井神地区住民通院補助金の移動診療実施に伴う島外医療機関への受診の実績によるものです。

10ページをお願いいたします。2款1項1目18節、備品購入費520万円の減は、一般X線撮影装置の購入にかかる入札減少金と、常勤医師不在により機種を選定が出来ない電子カルテ導入延期による減額によるものです。

11ページをお願いいたします。3款1項1目13節、委託料54万9千円の減、15節、

工事請負費 1, 820 万 1 千円の減及び 18 節、備品購入費 80 万円の減は、施設整備の入札減少金等によるものです。

12 ページをご覧ください。5 款 1 項 1 目、予備費 2 万 3 千円の減は、端数調整による減額です。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、あの一、この予算書で、先ほどまあ説明いただいたんですが、あの 7 ページのところで巡回診療航空機運営事業補助金が、まあ入になっていますよね。で、それを今度、出で見ようと思ったんですけども、出が私わからなくて、これ、どういうふうに見たらいいのかご説明いただきたいのですが。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、ええ一歳出の方は医師の人件費等を流用いたしまして、委託料の方で執行しておりますので予算書の方では出てきておりません。(大西議員「ああ、そうなんじゃ」の声あり)

○(濱田 高嘉 議長)

他にありませんか。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 43 号、「平成 29 年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第 3 号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立全員です。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 44 号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第 8、議案第 44 号、「平成 29 年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、議案第 44 号「平成 29 年度 上島町へき地出張診療所事業会計補正予算(第 2 号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出、それぞれ10万円を減額し、予算の総額を680万円といたします。主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項2目、社会保険診療報酬収入14万9千円の増は、受診者数の増によるものです。

1款1項3目、後期高齢者診療報酬収入36万6千円の減は、受診者の減によるものです。

3款1項1目、衛生費補助金135万2千円の減は、常勤医師不在に伴う人件費の減によるものです。

8ページをお願いいたします。7款1項1目、へき診事業費国庫補助金134万1千円は、移動診療実施に伴う巡回診療航空機運営事業補助金を計上したものです。

10ページをお願いいたします。歳出ですが、2款1項2目、医薬品衛生材料費10万円の減は実績による減額です。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第44号、「平成29年度上島町へき地診療所事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第45号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第9、議案第45号、「平成29年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

議案第45号、「平成29年度上島町後期高齢者事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ520万円増額し、予算の総額を1億4,340万円といたします。主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので7ページをお願いいたします。

1款1項1目、特別徴収保険料265万2千円の増、2目、普通徴収保険料268万6千円の増は、保険料軽減特例の見直しに伴い増額しております。

4款1項2目、保険基盤安定繰入金118万1千円の減は、保険料軽減額の確定による減額です。

8ページをお願いいたします。歳出ですが、2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金518万1千円の増は、平成28年度広域連合納付金の実績が確定したことに伴い増額しております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第45号、「平成29年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第46号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第10、議案第46号、「平成29年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(中濱 淳一 生活環境課長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、中濱生活環境課長。

○(中濱 淳一 生活環境課長)

はい。それでは、議案第46号「平成29年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第1号）」について、説明させていただきます。

1ページをお開きください。補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ690万円減額し、総額を3,911万円、あつ、3億9,110万円といたします。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によることを規定しており、4ページをお開きください。

平成30年度への繰越明許費として、本年度実施した弓削浄化センター再構築建設工事の出来高精算により不用額が生じ、補助金を余すことなく執行するため、翌年度予定していた弓削浄化センター耐震化工事の実施設計及び生名浄化センターの施設更新に伴う下水道ストックマネジメント計画策定を前倒しして年度途中に委託したことから、年度内完成が見込めなくなったため、1,763万円を計上しております。

補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、8ページをお開きください。

まず、歳入ですが、5款1項1目、繰入金は歳入歳出の調整により一般会計繰入金を19

0 万円増額します。

8 款 1 項 1 目、公共下水道事業債は事業費の確定により、下水道事業債及び辺地対策事業債、それぞれ 4 4 0 万円減額いたします。

次に歳出ですが、1 款 1 項 1 目、公共下水道管理費の 1 1 節、需用費は、平成 2 9 年 5 月から電気料金に含まれる再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価が増額となったことから、9 9 万 4 千円増額いたします。

同 1 3 節、委託料は、入札減少金として委託料全体で 5 7 3 万 7 千円減額いたします。

同 2 目、公共下水道建設費の 1 3 節、委託料は、補助対象事業費の確定により 1 9 0 万円減額します。

2 款、公債費は、償還利率確定に伴い 2 1 万円減額します。

3 款、予備費は、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上で、説明を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 4 6 号、「平成 2 9 年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第 4 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 4 7 号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第 1 1、議案第 4 7 号、「平成 2 9 年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(中濱 淳一 生活環境課長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、中濱生活環境課長。

○(中濱 淳一 生活環境課長)

それでは、議案第 4 7 号「平成 2 9 年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」について、説明させていただきます。

1 ページをお開きください。補正予算の総額は、歳入歳出をそれぞれ 4, 3 0 0 万円を減額し、歳入歳出の総額を 1 億 4, 9 1 0 万円といたします。

補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1 款 1 項 1 目、水道使用料の 1 節、現年度分は決算見込みにより 1 万 3 千円増額します。

2款1項1目、簡易水道事業費国庫補助金は、国の内示額が要望額の8割程度であったことから、カット分の1,821万3千円減額します。

6款1項1目、簡易水道事業債は事業費の確定により、簡易水道事業債及び辺地対策事業債、それぞれ1,240万円減額します。

次に歳出に移りますので、8ページをお開きください。

2款1項3目、施設改良費の13節、委託料は、施工監理対象工事費の減額により380万円減額し、15節、工事請負費の公共工事請負費は、国庫補助金の内示額の減より、また、単独工事請負費は、一部の工事を来年度に実施することになったため、全体で3,812万6千円減額します。

3款、公債費は、償還利率確定に伴い22万円減額します。

4款、予備費は、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上で、説明を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第47号、「平成29年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第48号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第12、議案第48号、「平成29年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(中濱 淳一 生活環境課長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、中濱生活環境課長。

○(中濱 淳一 生活環境課長)

はい、それでは、議案第48号「平成29年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について、説明させていただきます。

1ページをお開きください。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ360万円減額し、総額を5,790万円といたします。

補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお開きください。

まず、歳入ですが、3款1項1目、農業集落排水事業費国庫補助金は、補助対象事業費が確定したことから、6万9千円減額します。

4款1項1目、農業集落排水事業費県補助金は、事業実施に伴い、愛媛県からも補助金が交付されることから28万6千円を新たに計上します。

6款1項1目、繰入金は歳出総額の減により一般会計繰入金を340万円減額します。

7款1項1目、繰越金は決算実績により、前年度繰越金を18万3千円増額します。

9款1項1目、農業集落排水事業債は事業費の確定により、下水道事業債及び辺地事業債、それぞれ30万円減額します。

次に歳出ですが、1款1項1目、農業集落排水管理費の13節、委託料は入札減少金及び汚泥運搬処分量の実績により325万円減額します。

同2目、農業集落排水建設費の13節、委託料につきましては、入札減少金として25万9千円減額します。

3款、予備費は、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上で、説明を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論はないようですから、討論を終わります。

これから、議案第48号、「平成29年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

ここで、1時まで休憩に入ります。

（ 昼休憩 ： 午前11時58分 ～ 午後1時00分 ）

日程第13、議案第49号

○(濱田 高嘉 議長)

はい、午前中に引き続きまして、補正予算の審議に入ります。

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第13、議案第49号、「平成29年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康推進課長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

はい、議案第49号「平成29年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号）」について説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ3,420万円を減額

し、総額9億3,070万円といたします。予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いいたします。歳入です。

3款1項1目、国庫負担金の介護給付費負担金634万円の減、2項1目、国庫補助金の調整交付金252万4千円の減、4款1項1目の支払基金交付金の介護給付費交付金957万6千円の減、5款1項1目、県負担金の介護給付費負担金477万5千円の減。8ページをお願いいたします。7款1項1目の一般会計繰入金の介護給付費繰入金の427万5千円の減、これらの減額につきましては、地域密着型介護サービスにおいての、利用者の人数が減ったことにより給付費が減少したものになります。

続いて、7款1項4目の一般会計繰入金のその他一般会計繰入金、事務費繰入金の538万6千円の増は、地域支援事業分の増額によるものになります。

7款2項1目、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金の683万5千円の減は、介護給付費の減額に伴うものとなります。

10款2項5目の雑入482万円の減は、12月補正において介護サービス事業会計に組み替えたことによる減額となります。

続いて歳出になります。9ページをお願いします。

1款1項1目、総務費の委託料の120万円の減は、入札における減少額となります。

10ページをお願いします。

2款1項3目、地域密着型介護サービス給付費の2,420万円の減、5目の施設介護サービス給付費の1,000万円の減は、利用者の見込み数の減によるものです。

16ページをお願いします。5款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費の負担金の211万4千円の増は、介護予防訪問介護の利用者の増によるものです。

5款1項2目の介護予防ケアマネジメント事業費の需用費22万4千円の減、委託料の70万円の減は、12月補正にて介護サービス事業会計に組み替えたことによる減額となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり)質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり)討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第49号、「平成29年度上島町介護保険事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第50号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第14、議案第50号、「平成29年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康推進課長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

はい、議案第50号、「平成29年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ160万円を減額し、総額5,240万円といたします。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。歳入です。

1款1項の介護給付費収入は、それぞれ利用者の増見込み、減見込みによる補正を行っております。

1款2項1目の介護予防サービス計画費収入75万円の増は、計画者の利用者が多かったものによるものです。1款3項1目の介護予防・日常生活支援総合事業費収入の29万8千円の減及び4項1目の自己負担金収入48万1千円の減は、利用者数の減によるものです。

続いて歳出になります。9ページをお願いいたします。

2款2項1目の地域密着型サービス等事業費の一般賃金103万7千円の減は、利用者の減少に伴い、登録パート職員の雇用が減少したことによるものです。工事請負費25万3千円の減額は工事の完了に伴う不用額の減少金となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○(濱田 高嘉 議長)

提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第50号、「平成29年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第73号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第15、議案第73号、「平成29年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(河端 光法 公共交通課長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、河端公共交通課長。

○(河端 光法 公共交通課長)

議案第73号「平成29年度上島町魚島船舶事業会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条にございますように、予算の総額に補正はございません。

主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いします。歳入です。

1款1項1目、運航収入の旅客収入は、実績見込みから249万円減額するものです。

2款1項1目、離島航路補助金は、国の補助金額の確定により99万円増額するものです。

4款1項1目、一般会計繰入金は旅客収入の減少に伴い、繰入金を150万円増額するものです。

8ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項1目の公課費は、消費税額確定により70万円減額するものです。

9ページをお願いします。

1款2項2目、動力費の需用費の中の燃料費は、燃料単価の高騰による燃料費の不足見込み額を増額するものです。

以上で「平成29年度上島町魚島船舶事業会計補正予算(第2号)」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第73号、「平成29年度上島町魚島船舶事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第51号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第16、議案第51号、「平成29年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和彦 海光園長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上海光園長。

○(村上 和彦 海光園長)

それでは、議案第51号について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ400万円を減額し、総額を4億1,080万円とします。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、1款1項1目の介護サービス費収入のうち1節の介護サービス費収入250万円の増は、1日当たりの利用者数はほぼ当初予算の見込みどおりの実績となっておりますが、当初予算計上時には過大計上を避けるために見込額を減額して計上していたことから、結果的に増額補正となったものです。

次に2節の食事サービス費給付金収入110万円の減は、所得の関係で見込みよりも自己負担割合が高い利用者が多かったことにより、次の目の食事サービス費自己負担金収入は増額となりましたが、残りの公費負担部分であるこちらの食事サービス費給付金収入は減額補正となったものです。

続いて1款1項2目の自己負担金収入は、先ほど1目の介護サービス費収入で説明しました同様の理由により、170万円の増額補正となっております。

次に1款2項1目の短期入所介護サービス費収入100万円の減、並びに2目の自己負担金収入40万円の減は、当初予算計上時には1日当たりのショートステイ利用者数を5人と見込んでいましたが、利用者の施設への入所や死亡等により実績では4.5人となったことから、それぞれ減額補正となっております。

続いて8ページをお願いいたします。

6款1項1目の一般寄付金については、今年度寄付金実績の増に伴い、127万9千円を増額補正しております。

次に7款1項1目の一般会計繰入金700万円の減は、歳出予算総額の減に伴い減額計上するものです。

続いて歳出予算について説明しますので、9ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費529万6千円の減は、休職している職員及び臨時職員の人件費について実績に基づき減額補正をするものです。

続いて12ページをお願いいたします。

3款1項1目の基金積立金は、今年度寄付金実績の増に伴い積立金を132万円増額補正するものです。

続いて13ページをお願いいたします。

5款1項1目の予備費については、予算総額調整のために2万4千円を減額計上しております。

以上、簡単ですが、議案第51号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですか

ら、討論を終わります。

これから、議案第51号、「平成29年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第52号

○（濱田 高嘉 議長）

続きまして、日程第17、議案第52号、「平成29年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（河端 光法 公共交通課長）（挙手）議長。

○（濱田 高嘉 議長） はい、河端公共交通課長。

○（河端 光法 公共交通課長）

議案第52号、「平成29年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ1,300万円減額し、総額を2億2,590万円とします。

予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。歳入です。

4款1項1目、繰越金は、歳出総額の減により、前年度繰越金を1,300万円減額いたします。

8ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項1目、13節の委託料は、立石港務所管理委託料の入札減少金190万円を減額いたします。

同27節、公課費は、消費税の本年度の支払額が確定したことにより、120万円減額いたします。

1款2項2目、運航総務費の給料、職員手当は、実績見込みに伴う人件費の補正です。

同じく13節の委託料は、船舶運航業務委託料の入札減少金750万円を減額するものです。

以上で「平成29年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○（濱田 高嘉 議長）

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第５２号、「平成２９年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第２号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、賛成の方は起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第５２号は、原案のとおり可決されました。

日程第１８～第３３、議案第５３号～第６８号

○（濱田 高嘉 議長）

続きまして、日程第１８、議案第５３号、「平成３０年度上島町一般会計予算」から日程第３３、議案第６８号、「平成３０年度上島町上水道事業会計予算」までの「当初予算案１６件を一括議題」としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、日程第１８、議案第５３号、「平成３０年度上島町一般会計予算」から日程第３３、議案第６８号、「平成３０年度上島町上水道事業会計予算」までの「当初予算案１６件を一括議題」といたします。

本来であれば、ここで当初予算案１６件の議案について説明を受けるところではありますが、今定例会は、提出議案が多く、時間の関係でここでの説明は省略させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

なお、議案５３号から議案６８号については、慎重、審査の必要がありますので、予算決算委員会に付託して審議したいと思いますが、ご意義ありませんか。（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

従って、議案第５３号から議案第６８号については、予算決算委員会に付託し、会期中に審議することに決定いたしました。よって、ここでの質疑は省略いたします。

なお、各会計予算については、予算決算委員会において説明を受けたいと思います。

日程第３４、議案第６９号

○（濱田 高嘉 議長）

続きまして、日程第３４、議案第６９号、「上島町道路線の認定について」議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（村上 和志 副町長）（挙手）議長。

○（濱田 高嘉 議長） 村上副町長。

○（村上 和志 副町長）

はい、議案第６９号、「上島町道路線の認定について」道路法第８条第２項の規定により、上島町道路線を下記のとおり認定いたします。

まず、１路線目は、路線番号を１３２５番、路線名は上弓削線とし、起点は上島町弓削上弓削３５３番地先で、終点は上島町弓削上弓削９７番地先でございます。

次に、２路線目は、路線番号を３１１１番、路線名は厳島久保の谷線、起点は上島町生名６３８番地先で、終点は上島町生名７９４番１地先でございます。

提案理由といたしましては、県道弓削島循環線及び県道横浜生名港線の新設に伴い生じた旧道を払い下げられるため、町道として認定を行う必要が生じたので、道路法第8条第2項の規定によりこの案を提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、越智建設課長から説明いたします。よろしくお願いいたします

○(越智 康浩 建設課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 越智建設課長。

○(越智 康浩 建設課長)

はい、それでは、補足説明をいたします。

まず、1路線目の上弓削線につきましては、参考資料2ページのとおり、延長は508.2メートルで、平均幅員は約4メートルでございます。

次に、2路線目の巖島久保の谷線は、参考資料3ページのとおり、延長は684.1メートルで、平均幅員は約5メートルでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第69号、「上島町道路線の認定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第35、36、議案第70号、71号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第35、議案第70号並びに日程第36、議案第71号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は同様の人事案件であるため、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

よって、日程第35、議案第70号並びに日程第36、議案第71号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題といたします。

なお、採決については、議案ごとにそれぞれ採決を行います。それでは、提案理由の一括説明を求めます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

提案理由を説明させていただきます。議案70号の提案理由を説明したいと思います。本町の区域に置かれている人権擁護委員のうち2名が、平成30年6月30日をもって任期満

了となるため後任の候補者を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第70号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて議会の意見を求める。

住所「越智郡上島町弓削沢津47番地」、氏名「宮川阪光」、生年月日「昭和27年12月6日」。宮川氏は人格識見共に優れ、人権擁護に対し造詣が深い人でございます。人権擁護委員候補者として新たに法務大臣に推薦するため議会のご意見を賜りますようお願いいたします。

ええー、続いて、議案第71号、同じく、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて議会の意見を求めたいと思います。

住所「越智郡上島町岩城3043番地」、氏名「古本 貢」、生年月日「昭和30年1月19日」。古本氏は人格識見共に優れ、人権擁護に対し造詣が深い人でございます。人権擁護委員候補者として新たに法務大臣に推薦するため議会のご意見を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。本件は人事案件でありますので、質疑と討論は省略して、直ちに「起立による採決」を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

はじめに、議案第70号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案のとおり、宮川阪光氏を人権擁護委員候補者として適任であると認める方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第70号は、本案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であると決定されました。

続いて、議案第71号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案のとおり、古本貢氏を人権擁護委員候補者として適任であると認める方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第71号は、本案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であると決定されました。

○(濱田 高嘉 議長)

それから、次からのですね、条例関係の議案の審議に入る前に、皆さんにお諮りしたいと思います。

議案第5号から議案第40号及び第72号の「条例の廃止、制定、一部改正」に係る議案

につきましては、２月２８日の全員協議会において担当課長から詳細説明を受けており、本日の説明もほぼ同様であるため、本日は副町長による提案理由のみの説明とし、担当課長の詳細説明は省略したいと思います。なお、担当課長の説明が必要な場合は議案の審議の際に申し出ていただけたらと思います。以上のように審議を進めることに、ご異議ありませんか。

（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、条例関係の議案説明は、原則、副町長の提案理由のみの説明とし、担当課長の詳細説明は省略させていただきます。なお、担当課長の説明が必要な場合は議案審議の際に申し出ください。

日程第３７、議案第５号

○（濱田 高嘉 議長）

それでは、議案の審議に入ります。

日程第３７、議案第５５号、失礼いたしました議案第５号「上島町結婚相談事業条例を廃止する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（村上 和志 副町長）（挙手）はい、議長。

○（濱田 高嘉 議長）村上副町長。

○（村上 和志 副町長）

はい、議案第５号、「上島町結婚相談事業条例を廃止する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、合併以降運用の実績がなく、今後も運用の見当しがないことから、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○（濱田 高嘉 議長）

提案理由の説明がありました。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第５号、「上島町結婚相談事業条例を廃止する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

日程第３８、議案第６号

○（濱田 高嘉 議長）

続きまして、日程第３８、議案第６号、「上島町立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（村上 和志 副町長）（挙手）はい、議長。

○（濱田 高嘉 議長）村上副町長。

○（村上 和志 副町長）

はい、議案第６号、「上島町立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、平成１７年３月３１日をもって上島町立幼稚園を廃止しており、保育料等を徴収する必要がないことから、この条例案を提出するものでございます。
よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第６号、「上島町立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

日程第３９、議案第７号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第３９、議案第７号、「上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第７号、「上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、介護保険法改正により居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村に移譲されることに伴い、居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(大西 幸江 議員)（挙手）はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(大西 幸江 議員)

すみません。これ、あの一、今朝差し替えになってると思うんですけども、差し替え理由をご説明いただけますか。

○(大本 一明 健康推進課長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大本課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

はい、すみません。ええと今回の差し替えの理由なんですが、ええと差し替え前の４ページにおいてあの一、改行等で体裁が悪かったのを整えたことと、１６ページの附則の第３における新旧対照表を削除して条文での表記としております。ええ一、条例全体の中身については、前回、全員協議会で説明したとおりで変わっておりませんのでよろしくお願いします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、いいですか。他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）ないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第７号、「上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。

日程第４０、議案第８号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第４０、議案第８号、「上島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第８号、「上島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、町が設置する一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る届出に際し、生活環境影響調査の結果を記載した書類の縦覧の手続き等を定める必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第８号、「上島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

日程第４１・４２、議案第１０号・第９号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第４１、議案第１０号、「上島町個人情報保護条例の一部を改正する条例」並びに日程第４２、議案第９号「上島町情報公開条例の一部を改正する条例」については関連がありますので一括して提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第９号、「上島町情報公開条例の一部を改正する条例」及び議案第１０号、「上島町個人情報保護条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

提案理由の説明が、あっ、一括説明がありました。

議案第１０号、第９号については、それぞれ質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

まず、議案第１０号、「上島町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第１０号は、原案のとおり可決されました。

ええー、続きまして、議案第９号、「上島町情報公開条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第９号は、原案のとおり可決されました。

日程第４３、議案第１１号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第４３、議案第１１号、「上島町後継者住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第11号、「上島町後継者住宅管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第11号、「上島町後継者住宅管理条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第44、議案第12号

○(濱田 高嘉 議長)

ええ一、続きまして、日程第44、議案第12号、「上島町監査委員条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第12号、「上島町監査委員条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第12号、「上島町監査委員条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第45、議案第13号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第４５、議案第１３号、「上島町職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第１３号、「上島町職員定数条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、上島町消防業務体制の見直しにより職員定数の内訳を変更するため、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(古本 正 総務課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、古本課長。

○(古本 正 総務課長)

はい、ええー、この議案１３号について、全員協議会において、ええー漢字のあて方の間違いがあり、再度、精査しました。ええー、精査したところ２ヶ所の間違いがありましたので今回、改めて差し替え前の新しいのを机の上に置かさせていただいております。

まず、１点目は、全員協議会で指摘があったとおり、期間という漢字のあて方を間違っております。そして第３条、今回新たに足す３条については、上段の２段と下段の２段、２行を入れ間違えて印刷するのに気づきませんでした。で、今回改めて上下をやり直して、あの一、皆様にお配りしております。以上、２点訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、今、訂正の申し出がありました。それに基づいて質疑はありませんか。

○(４番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(４番・大西 幸江 議員)

はい、ええー、これ、副町長が説明された、あの一、提案理由は消防の業務体制の見直しという事だったんですけれども、結局中身の方は、教育の事務局とかも変わってましたよね、確か前回の全員協議会で。で、その教育の方の、あの一説明のときに現在、まあ１１名職員の方がいらっしゃって、で、まあ、「それで仕事が回っている、足りているので１５名に減らします」という説明だったかと思うんですが、あの一、教育委員会の総会に、まあ私、傍聴に割と行くんですけれども、行けなかった会の議事録を請求しましても全くいただけません。という事は、仕事が間に合っていない状況じゃないかと思うんですが、その辺の状況把握はいかがですか。

○(濱田 高嘉 議長)

誰が答弁されますか。

○(多田 恵一 教育課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、多田課長。

○(多田 恵一 教育課長)

はい、ええー、その議事録に関しては随時、進めておるんですが、ちょっと間に合っていない状態なので取り急ぎ、ええー、まとめていきたいと思いますんで、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。(前田議員から「答弁になってない」の声あり)

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、議事録はね、進めていただくんはいいんですよ。で、進めていただかないとわからないので内容が、仕事はしていただいているんですけども、わざわざその教育の事務局を11人で足りているということで15名に減ってきてるんですね。で、本当にじゃあ11名で足りているんでしょうか。

で、あの一、全体の職員の配分について私らがとやかく言うところじゃないと思うんですが、「仕事が間に合っていない」という現状が把握できているのかどうなのかっていうのがまず1点。で、本当に減らしてよかったのかどうかっていうのもやっぱり考えていただかないと、今11人だから15人でいいんだっていう論法にはならないと思うんですよ。で、その考え方をお伺いしたいんですけども。(前田議員から「教育長、言えー教育長」の声あり)

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、ええー、ご指摘の件につきましてはですね、ええー、まああの一今、現任が11名、それで定数では15名までということなんですが、仕事の中身としましてですね、その議事録作成、このやり方の問題があるかと思います。で、定員の問題とこの業務の問題はちょっと分けて考えていただいたらと思います。

で、これは、あの適切な、そのまあ業務管理と言いますか、そちらの方をもう少ししっかりやるように、ええーまああの一、管理する立場の方とか、それから今、庁内、一人の人が抱える部分というか、仕事の量がそういうやり方の仕事がちょっとあの一、いろんなところで見られておりますんで、ええー、協業と言いますか、2、3人が手分けしてその仕事をやるようなそういう体制にもっていく事の方が大切になってきております。

で、定員の関係としましては、これで11名の現有ですが15名の範囲内ではやれるというふうには見ておりますので、その点のご理解はいただいて、あとあの一、その業務の内容につきましては、これは滞りなくやっていけるような体制を今の職員体制の中で改善していきたいという事でよろしいでしょうか。それでご理解をお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、他に質疑はございませんか。(沈黙) ええー、質疑がないようですから、終わります。いいですか。じゃこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第13号、「上島町職員定数条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第14号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第46、議案第14号、「上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第14号、「上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、雇用保険法等の一部を改正する法律により地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、非常勤職員の養育する子が2歳に達するまで育児休業を取得することができる場合を定めるとともに、育児休業の再度の取得等ができる特別の事情を追加するため、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい。

○(古本 正 総務課長) (挙手) はい、申し訳ございません。

○(濱田 高嘉 議長) 古本課長、訂正ですか。

○(古本 正 総務課長) はい、訂正です。

○(濱田 高嘉 議長) はい、どうぞ。

○(古本 正 総務課長)

はい、ええー、議案第14条について、説明いたします。全員協議会において精査するように言われまして精査したところです。ええー、今回あの説明不足もありましたが、雇用保険法の改正及び地方公務員の育児休業に関する法律の改正も合わさって改正するものです。精査したうえで、今回新たに第2号の4項を追加するところなんですが、その4項第1号における「地方」と書いてあるのを今回「町」に変えます。ほして、第2号の条文中の「人事委員会」を「町長が」と、あの一変えるように新たに作成いたしました。

まああの、今回のとおり規制のかかる非常勤職員について、育児休業をできる要件を定めるという規定なので読み込みが難しいと思います、括弧書も多いので、そのところはご理解をよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

ええーとね、大変読み込みが難しいんですよ。そして、前回、全協で私が尋ねたかったことはですね、この第2条の頭についている見出しですよ、この「育児休業を取ることができない」という職員という規定がですね、この第2条の定めによると「育児休業法の第2条第1項の条例に定める職員」というのは取ることができる職員ということですよ。で、そこに、1項、2項とありまして、いうことなんで、基本的に育児休業法の第2条は全協でも申し上げましたが、要は「育児休業を承認しなさい」という法律なんですよ、申請があったら。

で、そういう中で、ええー、ここにあるあの「育児休業をすることができない職員」というこの小見出しが腑に落ちないなと。この小見出しがあることは、この第2条以降もその目で読まなければいけなくなってくるんで、混乱するんじゃないかなということを申し上げたんですよ。

だから、この第2条の頭にある「育児休業がすることができない」という職員がこれがまあ育児休業を認める、認めなければならないとか、これあの一、法律では育児休業の承認となっておるんですが、そういうふうになれば、まあそのままずっと読めるんだけど、これ、この辺がだからどうなんかなーという解釈をちょっと聞いたんですが、もう一回、お願いします。

○(古本 正 総務課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、古本課長。

○(古本 正 総務課長)

はい、これについては、あの一、他市町調べましたところ、やはりこの見出しについては、まあ育児休業をすることができない職員という表記で、あつ、まあ表示であの一他の町村もやっておりますので、なかなか本当、読み込みが難しいところだとは思いますが、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

いやああの一、要は、わかりやすくしてくれないと困るんで、条例なんでね。上位法があって上位法の中にその部分は育児休業の承認といったタイトルがあって、ほんとで条例の中では育児休業ができないと、そこから以下は基本的にできないといった形で読まなきゃいけないことになるんで、「そういう小見出しでいいですか」ということで尋ねたんですよ。

ですから、今までこうやってても、それがもし読み込むときに読みにくいのであれば修正すればいいだけなんでね。あの一、基本的にこれは「育児休業を取ることができる職員についての規定」なんでしょ。(古本総務課長「はい」の声あり)

であれば、ここは「育児休業を取ることができる職員」とか「育児休業の承認」とかいったら上位法にある見出しだけで充分いけるじゃないかと思うんですが、まあその辺、今どうにもなりませんけれども、もう一度ちょっと考えていただかないと、これ、読むときにです

ね、見出しがあると、その見出しの中身だっていうことで読むんでね。本当、そこで読んでても読んでてもどうなのかなと余計わかりにくくなるんで、そのところが、あの一、ちょっと次回でもいいんですけども、もし、改めていただければいただきたいし、もし、これでいいのであれば、それでいいのであるような答弁いただかないと、課長の方も何かそれでいいのかなあと、クエスチョンマーク付けて答弁いただくと、それちょっと困るんですよ。

○(古本 正 総務課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、古本課長。

○(古本 正 総務課長)

はい、ええと、これは申し訳ないんですが、この表現で(町長、振り返る)いかさせていただきます。あっ、いただきます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、すみません。あの一、これがですね。「育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」ということで、こういう縛りというか、小見出しになっているという判断かと思います。あの一、本来は育児休業法というか、そちらの方の条例があって、その一部を改正する条例のためにこういうふうになってしまうという話で、部分的な取扱いになるのでこういうふうになるという、そういう認識でいただけたらと思うんですが。

○(濱田 高嘉 議長)

他、他に質疑はありませんか。

○(8番・平山 和昭議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭議員)

要は、ここに載ってる部分は要するにあの一、上島町の条例をコピーしてるんですよ。ですので、条例がこうなってることで部分改正だからこうなっているわけではないですよ。ですので、またさっき町長が仰ったような話になると、また余計にわからなくなるんで。ええーとねえー、うーん(資料を見ながら笑う)で、まあ、これの中に例えばこういう取ることができる職員が、の、規定はあってなお且つそれでも取ることができない職員もあるよという部分規定だと思うんです。部分規定は、逆に言えば「取ることができない」という職員として一つの見出しを付けて、そうすればそこだけ読めばわかると。

まあ、とりあえずできないっていう職員にかかるのかっていう、ここら辺の部分だけなんよね。ですので、これは本来的には、条例の頭に付くタイトルなので、その条例のその2条なら2条全体を表すタイトルじゃなきゃいかんはずなんで、ということを申し上げているんですよ。ですので、まあまた、あの一通常、まあ我々がこう見て育児休業を申請することはないんですけども、あの一誤解のないようにですね、やっていただければと思います。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、他に質疑はありませんか。(沈黙) ええー、質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論

がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第14号、「上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

(賛成者：村上議員・林 議員・池本光章議員・大西議員・藏谷議員・寺下議員・檜垣議員・平山議員・前田議員・土居議員・池本興治議員・松原議員、反対者：亀井議員)
起立、多数です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第47、議案第15号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第47、議案第15号、「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第15号、「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(古本 正 総務課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、古本課長。

○(古本 正 総務課長)

はい、申し訳ございません。また、書類の不備がございますので議案第15号について説明いたします。(「ページは」の声あり) 2ページ目になるんですが、あっ、2ページ目、以前の分には2ページ目の改め文に、のページの隅に「参考資料」と付いていました。それは間違いで、新しくには改め文の2ページ目の改め文には「参考資料」という印刷がないようにしておりますので差し替えをよろしくお願いいたします。以上、1点でございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

今の説明でおわかりになりましたですか。

はい、それでは、(土居議員から「参考資料ではなくて本物じゃいうこと」の声あり)

○(古本 正 総務課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、古本課長。

○(古本 正 総務課長)

はい、今、お配りしてるのが本物です。あっ、そしてええー、あの議案の説明ではないんですが、あのこの、こちら総務課がお配りした差し替えの文書と合わせてふるさと納税という事で3枚物、あの一、皆様の机の上に置かせていただいております。(「いらんこと言わ

んでええんよ」の声あり、村上副町長から「関係ないこと言わんでええんよ」の声あり)

今の言葉は訂正させていただきます。すいませんですが、議案１５号については差し替えお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、説明が終わりましたけども質疑ありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１５号、「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第１５号は、原案のとおり可決されました。

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、ちょうど２時になりましたので、ここで１０分間の休憩に入ります。

(休 憩 : 午後 ２時００分 ～ ２時１０分)

日程第４８、議案第１６号

○(濱田 高嘉 議長)

はい、会議を再開いたします。続きまして、日程第４８、議案第１６号、「上島町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第１６号、「上島町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(大西 幸江 議員)

はい、あの一、前回の全協のときに、あの一、この審議委員さんの選定基準の話が少し出たと思うんですけども、あの時に、あの一規則か何かで定めるというような話があったかと思うんです。で、一応、今ですね、ホームページ上にあの一、出てる規則がありまして、

で、それを見ると結局、この条例を改正、未だできてないからかもしれないんですけども、まあ載ったままなんですよ。前のものが。

で、これがどういうふうに変わるのかっていうのが、こちらには当然見えないのでやっぱりこういうふうに変えるんだったらホームページにも出てるものですし、一緒に提出していただいた方がいいと思うんですけども、そういうお考えはありませんか。（「ないわい」の声あり）

○（荒井 健 管財課長）（挙手）はい。

○（濱田 高嘉 議長）はい、荒井管財課長。

○（荒井 健 管財課長）

大西議員の仰ること、わかりはするんですけども、条例の方が上位法、で規則になっておりますので、条例改正をもって規則改正をするということになりますので、そこはご理解いただきたいとは思いますが。（「何言よんかわからんど」の声あり）

○（大西 幸江 議員）（挙手）

○（濱田 高嘉 議長）はい、大西議員。

○（大西 幸江 議員）

はい、あの一、それはわかるんですよ。だから、決まってからね、そのホームページを変えるっていうのは当然わかるし、決まらないうちになかなかっていうのもわかるんですけども、案がやっぱりここで示されないと、私たちが判断する、その資料というか、あの材料がやっぱり乏しいわけですよ。

で、それがあるので、まあ、せっかく規則もホームページに載せるぐらいのものなんであれば一緒に提出してきて、「この上位法がそのまま通れば、こういう案でやりたいと思います」っていうふうになってくれた方がすんなり、あの賛成できるんですよ。これがもし、規則が後からできて、「ああ、やっぱりあの規則じゃよくなかったよね」という事になると、また変えなくなったりしますよね。それを考えると、やっぱり繋がってるものは一遍に出してきて、その、協議した方がいいんじゃないかと思うんですけども、そういうことは考えられませんか。

○（宮脇 馨 町長）（挙手）はい。

○（濱田 高嘉 議長）はい、宮脇町長。

○（宮脇 馨 町長）

ええ一、まああの一、通常そういうふうな考え方があると思いますが、あくまでも、あの一、条例がまず通ってこういうふうになります。「これに付随してこうなります」という話でいきますので、この条例が、と一緒にそういうのを提案するというのは作業というか流れとしましてですね、どうしてもその一、先走ってしまうのはまずいという、そういう認識がありますので、事務方としましては、やっぱり「条例が通ってそれに基づいてこうなるよな」というその一、まあ、その条例に、ええ一、基づく規則とかそういったものの整理になりますので、その辺のことは、あのやっぱり情報、条例が先に先行して固まって次という話にさしていただく以外に、あの一、ないんじゃないかと思っています。

また、今回のようなケースもあれば、他のような他の事案というか、それに基づくいろん

なその規則であるとか決め方が異なるものも多々ありますので、条例は条例ということできっちり審議していただいて、その中でそれに基づく規則とか、そういった要綱とかいうことをもう一回練り直す必要もありますので、その辺のことも含めまして、やっぱりあの一、同時審議というよりは、その後から精査しながらきちんと対応させていただく方が、のが筋かと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○(大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(大西 幸江 議員)

はい、そしたら全協のときの説明は、やっぱり「要綱で条例が決まり次第定めます」という説明だと思うんですね。あの時にあの一、「要綱で定めている」という説明だったと思うんです。やっぱ、その辺の細かいことかもしれませんけれども、説明がちょっとそういうふうに言われると「納得いかないよね」というふうになってしまうので、で、もうこれが変わるという前提があるんだったら、この規則も、もうホームページから下げておいてほしいぐらいです。勘違いします。お願いいたします。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、ええーとですねえ、あの時、あの平山議員からの質問でですね、あのええーと、要綱という事であの説明させていただいたんですけど、実際は上島町公の施設規定管理者選定審議会運営規則でございます。それはもう既にごございます。それについてですねえ、あのこの条例が通れば委員の選出という第2条関係等を改正する予定であります。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

他にありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(沈黙) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第16号、「上島町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第49、議案第17号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第49、議案第17号、「上島町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第17号、「上島町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第17号、「上島町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第50、議案第18号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第50、議案第18号、「上島町立学校設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第18号、「上島町立学校設置条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第18号、「上島町立学校設置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第51、議案第19号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第51、議案第19号、「上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第19号、「上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、指定管理者の安定的な収入確保のため、利用料金を改正する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(寺下 満憲 議員)

ええー、私あの一、提案理由が理解しにくいんですね。あの一、いわゆる「指定管理者の安定収入を確保する」ということで利用料金を上げようという話なんですけど、ええー、この改正前と改正後の比較表等々見ても障がい者や未就学児ですかねえ、こういった、いわゆる弱いといわれる人たちの方を値上げをしとんですね。そして、高校生等も値上げをされていて高校生の中には18歳以上の方もおられる大人の中に入ると、今度は値上げをされていないんですね。

これあの一、どういう基本的な算出で、あの一、よく利用料等々を引き上げる場合においては、いわゆる消費税が上がるとか、燃料高騰によるとか、そういうものが基本的に理由になってくれば理解できるのに、いわゆる「指定管理者に収入安定させてあげるんですよ」という捉え方がね、理由提案になってくると、なかなかあの一、第三セクターで町から税金として投入されている施設に対してね、こんな捉え方になっていくと、なかなか賛同がしかねるんですね。その点、どのような基本的なものをもって、この度こうした利用料金を引き上げていくのか、その点についてのご答弁願います。

○(宮脇 馨町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨町長)

ええーとですねえ、今回のまあ値上げの件に関しましては、ええー、実際の同じような施設の近傍類似ですねえ、この辺の料金体系をまあ参考にさせていただきまして、今現在、スポレクの運営の中で一番大きな部分がランニングコストと言いますか、例えば重油代であったり電気代であったりですね、そういった部分が、ええーほとんどを占めております。

で、これをいかにうまく回していくかという事になりますと、あの一、近傍類似のそういった施設よりは幾分安くてもその方がいいだろうというのは当然なんですけど、ただあまりに

も差がありすぎて実際の利用者の方が「本当にこれでいいんですか、本当にこれでやれるんですか」というような意見を多々聞いておりまして、それでまあ、その辺のその意見があるんで、そういう考え方があるんであればですね、逆にその今の水泳でありますとか、野球場でありますとか、その辺の利用料金については多少の値上げをさしていただいてもいいのかなと、そういった観点から今回の提案をさしていただいております。

ええー、今、寺下議員が指摘されたように、この「弱い部分を上げとるんじゃないか」というようなお話ではなくてですね、あくまでも近傍類似のそういった施設と比較してこれでやれるのかという、そういった利用者の方の心配の声を受けてですね、「できたら安全運営をしてほしい」、そういう意見がございましたので。「じゃあ、お言葉に甘えまして、これぐらいだったらいけますかね」という、そういう話は利用者の方に一応確認しながら、まあ、これぐらいだったらいけるだろうというお話で、ええー、必要最小限、負担を増やしていただくような、そういう提案をさしていただいております。以上です。

○(寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(寺下 満憲 議員)

あの一、町長の今の答弁の捉え方になりますとね、あの一、私どもから言わせたら均一にそれぞれに上げていくならいいけど、この表から見ると、いわゆる大人以上18歳とこは全然あれですねえ、450円が450円、回数券ですかね、4,500円が4,500円と。この辺りは全然、あの一、いわゆる改正されずに、いわゆる未就学児や障がい者と小学生とこの部分を改正しとんどすね。

これまあ、あの一、町、あの利用者からいろんな声聞いてから「これでやっていけるんですか」という声を聞く中で近隣の施設と比較してという話ですけれども、あの一、いわゆる町外から来る人は、本当にこれだけの立派な施設でね、これだけの料金で使えるというようなことになると、本当に驚きで「やっていけるんですか」という声は出るけど、上島町民としては、もう既に税金が投入されとんどすからね。

どこら辺の声を集約してそういう捉え方になってきとんかは、ええー存じかねますけれども。ええーいわゆる、もう一つ変わった角度から捉えていってはどうなのか。あの一、本来に来年あたり、それこそまた消費税の引き上げ等々が言われている中で、それが実施されればまた、引き上げなくてはならない。こんなことが生まれて来るんで、その点も踏まえてどう捉えていくのか、私は、この今回の案に対してはなかなか認めがたいと思ってますけど。

○(濱田 高嘉 議長) 他に。

○(大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい。大西議員。

○(大西 幸江 議員)

あの一、まあ利用料を上げるのは、仕方がないのかなという気持ちもあるんですけれども、あの一、ちょっと今の答弁ですと、まあ正直言うとはですね、私、子供をスイミングに行かせてます、二人共。で、料金を値上げになるのは別にどうこう言うつもりはありません。というのは、ちゃんとそのスイミングの申し込みを来年度の申し込みを今までするってことはな

かったんですけれども、ちゃんと書面でいただきまして利用料に関しては、「こうこうこう理由で上げさせてください」という納得する理由がちゃんと書かれてたんです。でも、今の町長の答弁だと私は納得できません。で、何が違うかっていうと、たぶんこのケーブルの見たるスイミングに通わせてる親御さんは、たぶん今話を聞いたら、「あれ、説明が違うじゃないか」というふうになると思います。

で、私が書面でいただいたその資料は今日ちょっと持ってきてないですけども、それには三原のスイミングスクールだったと思うんですが、「そこと講師の先生を契約して、今よりも充実したスイミング教室にします」と。なので、まあ毎月の金額をえっと確か200円ちょっとだったと思いますけれども「上げさせてください」というお話が書かれてました。

だけど、今の説明だとそれ全然仰らないですよ。で、しかも、あの一、ここにある安定的な収入確保のためっていう、ざっくりとした大枠で説明されたら、やっぱり町のお金はもう既にかなり投入しているのに、「えっ、まだ上げんの」っていう気持ちになるじゃないですか。だからそうすると、スポレクに対する住民感情もよくなるし、本当の理由をちゃんとやっぱ説明していただかないといかんと思うんですけれども、理由がもう一回説明できますか。

○(宮脇 馨町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨町長)

ええー、先ほどのあの一、スイミングの方の理由については、ええー今、大西議員が仰られた部分、これは大きいと思います。ただ、全般的に見て今回の料金の見直しは、トータルで考えております。で、あの一、何と言いますか基本的にはですね、こういったランニングコストに見合った利用料金というか、それに少しでも近づけるという、ただ、実際にそのランニングコストは相当かかっておりますので、これをこういった利用料収入だけで賄うというのはかなり厳しいものがあるというのは、ええー、元々からのそういった施設の内容ですね、これはもうどうしようもない部分がありますので。ただ、そうは言いながらも利用者の皆様に負担していただける、ええー妥当な金額といえますか、そういったものは検討せざるを得ないという考え方で、まあ、こういった多少のご負担を負担増をお願いするという話です。特に、今回あの一、発端となった部分というか、その一まあ、これに踏み切ります契機と言いますか、島外の方、先ほど、寺下議員言いましたけれども、本当に島外から来られてるプールの利用者の方でありますとか、スポレクの野球場を利用されている方、こちらの方が「本当にこれであるんですか」という話をだいぶこう聞かされまして、まあ実際にはその一、利用料収入では当然、あの一、運営できない部分がありますので、まあ、そういった声があるんであればということで見直しをさしていただいた訳なんですけど、それは現実でございます。で、まあ、じゃあどこまでしわ寄せが来るのか、その町内の人の利用をどうするのかという寺下議員のご指摘はごもっともだと思いますが、この程度だったら許していただけるんじゃないかなという判断でこういう提案をさしていただいております。以上です。

○(寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(寺下 満憲 議員)

ええー今、町長の答弁の中に町外からの声大きいという事ですが、ええー、それでは料金設定をね、改めて町内者、町外者としてみては一つの方法ではないんですか。そしてあの一、プールの利用する人からよく聞く話ですけどね、あの一、合宿に来られた人がプールを優先されて町内の方が定期、回数券等々を買って利用する人が、コースを狭められるんですね。1コースか、2コースに。ほで、合宿期間中は、ええー、うちの孫なんかスイミングに行ってますけれども、ええー何日は合宿が来るからスイミングが中止、中止言うんか、この日はないですとか、そういうことを町内の子供や大人たちがされているのが、現実があるんですね。そうしたことも含めた利用体系も考えていかないと、ええー、せっかく教育長自慢の生名の蛙石の温水プールなんでね、生名の人の健康維持のため、そんなのを考えながら造られたプールであるんだから、もう少しその点も考えた料金体系をとってみてはどうですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、今回値上げすることに関しましてですね、実際にはまあどういうパターンがいいかという検討の中に先ほど仰られました、その町内の人をどうするかいう案も確かにございまして、ええー、それはどうした方がいいのかというのは、ただ、今回の値上げ幅とかそういったものを総合的に見て、今回はとりあえずこれでやらしていただいて、で、後、あの一まあ、運営状況等にはよりますけど、「町内の方に対する割引とかですとね、優遇制度とかは何らかの形で検討する必要があるのではないのか」という意見も当然ございまして、それにつきますはですね。ええーあの一、今後の課題ということで検討して参りたいと思っております。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

他にありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第19号、「上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

（賛成者：村上議員・林 議員・池本光章議員・大西議員・藏谷議員・檜垣議員・平山議員・池本興治議員・松原議員・亀井議員、反対者：寺下議員・前田議員・土居議員）

起立、多数です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第52、議案第20号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第52、議案第20号、「上島町岩城総合運動場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第20号、「上島町岩城総合運動場条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第20号、「上島町岩城総合運動場条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第53、議案第21号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第53、議案第21号、「上島町文化財保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第21号、「上島町文化財保護条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（沈黙）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第21号、「上島町文化財保護条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第54、議案第22号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第54、議案第22号、「上島町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第22号、「上島町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、地方青少年問題協議会法の改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(大西 幸江 議員)

はい、あの一、今回条例がまあたくさん改正があるんですけども、で、一般質問で以前私がした関係もあって、まあたくさん出てるんだと思うんですが、この上島町青少年問題協議会設置条例ですね。この条例まあ、ホームページからおとしたんですけど、ここにあるんです。(資料提示)で、えっとたまたま今回、予算も見てるので、予算書見てたら上島町青少年いじめ問題対策委員会規則っていう費用も上がってまして、同じ住民課さんで上がってると思うんですが、で、これどういうふうに違うのかなと思って調べてみると、実はまあ中身は変わらないんですよ、協議する内容が。法律は違うんです、元々の。上位法は違うんですけども、協議する内容はあの一一緒なんです。で、「何が一一緒なのか」って言うんですねえ、青少年の指導育成保護及び矯正に関する育成総合的施策の自律につき必要な事項を調査審議する事。これ全く同じ文言が出てるんです。

で、前、一般質問したときに、あの一、まあ提案したかと思うんですけども「条例を統一してください」と。「同じような組織、同じようなものをやるのであれば一本に集約してください」というお話をしたと思います。で、正しくこれがたぶんそうだと思います。で、条例の上位法が違うのは、まあ言ったら、上位法を2本でも3本でも先に書いて、で、その下に協議内容を書いてっていうのがだいたい条例の出来方なので、そのようにしていけば、これは2つ委員会と審議会を持つ必要がなくて予算計上も二重にする必要もないかと思います。

で、今回、この条例改正自体は、あの一委員の決め方ですよ、その改正ですけども、その委員の決め方の改正をしたとしても同じような内容を審議するんだったら、たぶんこの審議会もさっきのいじめ問題の委員会の方も同じような人材を充てるようになると思います。

ます。それを考えたら、まあ今ここでどうこうはできないかもしれませんが、この条例をまあ条例と規則をもう一回考え直していただいて一本にするように検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、こちらの今回の条例改正は、国の上位法に基づいて条例改正をするものでございます。ええ一先ほど、大西議員さんが言われた、いじめ問題の方になりましたら、いじめ問題に特化した内容について協議させていただきます。

今回の青少年問題になりますと、ええ一青少年の補導とか保護、矯正とかそういったところまで、えっと入ってくるようなことになりますので二重の形にはならないとは思いますが、ただ、先ほど言われた要綱で作っているのは、いじめ問題に特化した関係の協議会、委員会ではございますので、まず、そちらの方で何か、町内でいじめ問題があったら、まず、そちらの方で協議させていただいて、こちらの青少年の方は大まかな非行青少年関係とかいうようなところになりますので、まあ組織的には大きいような組織になります。ですので、今のところは統一した、えっと形を取ろうとは考えておりませんが、その辺も踏まえて委員構成を考えていきたいと思います。

○(大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(大西 幸江 議員)

はい、そしたら上島町青少年いじめ問題対策委員会は何を話し合うか、今井課長ご存知ですか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

ええ一、すみません。こちらの方、条例の全文を持ってきておりませんのでご回答はできませんが、今回の青少年問題協議会の方では、ええ一、大きく青少年6歳から18歳くらいまでの青少年の案件について協議をしていくようなところと考えております。

○(大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(大西 幸江 議員)

はい、さっき説明しましたけども、あの一、「委員会でも青少年の指導育成保護及び矯正に関して必要な事項を調査審議する」ってなってるんですよ。だから、同じ項目をやっているんですよ。「おんなじ項目をやる」っていうふうに書いてるんですよ。だから、「まとめるっていう検討をしてください」ってお願いしてるんですよ。

あの一、条例とかの出来方もさっき言ったように、別に法律が1個に対して1個条例を作るんじゃないでしょ。法律が2個書いて3個書いても内容が一緒だったら1個でやってるじゃないですか。

で、お願いに、言ったら委員にしても審議員にしてもお願いに行くのに人材を探すのに結構困ってるんじゃないんですか。ただ、そういうこともいろいろ含めて費用的な面も考えたら、まあ「今は仕様がございませんけれども、条例を一本にするように検討してください」って言ってるんですけど、その考えは、もう1回聞きます、ありませんか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、この条例を提出した段階では、ええー、この条例を一本にするつもりは、先ずはなかったんですけども、この辺も理事者といろいろ協議して、あの一、いじめ問題の方をどうしていくかというような形で、また、いろいろ協議させていただきたいと思います。えっとこれ、ただ今回の条例は、上位法に基づいての改正でございますので、この関係はご理解していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○(宮脇 馨町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨町長)

はい、大西議員の言われている、指摘されている部分につきましては、審議する内容の文言が確かに同じではありますが、いじめ問題とこちらの方では最終的にそのなんて言うんですかね、活動範囲とかその審議する中身の方は、やっぱり文言ではそういう文言になってますけれど、実際の中身というのは、相当やっぱり異なる部分になるんじゃないかと思います。で、やっぱり、いじめ問題となるとどうしてもやっぱり学校教育法とか、そちらの文科省の方の流れでそちらの中で審議するという話がメインだと思いますし、こちらの青少年問題につきましては、やっぱり厚生省とかそういった児童福祉法とかそちらの方の流れからくるという判断をした方がいいんじゃないかという認識がございまして、そういった中で、青少年のその福利厚生どうするかみたいな、そういった話の流れになると思いますんで、ええー、なかなかこれを一つにくくるといのはちょっと難しいのではないかなという、私としてはそのように捉えております。以上です。

○(大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(大西 幸江 議員)

そんなこと言ったら、このいじめの委員会を住民課が持つてるという事がじゃあおかしいって事ですか。住民課で予算計上されていますよ。で、そしたらこれ、教育課の方に移管するって事ですか。で、そういう事でその国の法律が、たぶん住民課がやるってことは、住民課関係だとは思いますが、そこが、そもそも間違っているっていう話でしょうか。

○(宮脇 馨町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨町長)

いえ、その一、そういう意味ではございません。ただあの一、一般的な一般論としていじめ問題については学校の問題になりやすいという話であるということで、ええー、あの青少

年問題のこういう協議会のあり方というのは、またちょっと趣きが違うという話をさしていただいただけで、予算の中にそういうふうな計上は上がっているという事は、それは住民課の上げている部分というのは、それはそれで機能しておりますし、教育員会は教育委員会で別にまたそういったいろんな取り組みがあるので、ただその「いじめ問題と青少年問題はどうしても性格が異なりますよ」という事を言いたかっただけです。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

他にございませんか。（「ありません」の声あり）はい、質疑がないようですから、これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２２号、「上島町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第２２号は、原案のとおり可決されました。

日程第５５、議案第２３号

○(濱田 高嘉 議長)

ええ一、続きまして、日程第５５、議案第２３号、「上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第２３号、「上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしく願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２３号、「上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第２３号は、原案のとおり可決されました。

日程第５６、議案第２４号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第５６、議案第２４号、「上島町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第２４号、「上島町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２４号、「上島町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第２４号は、原案のとおり可決されました。

日程第５７、議案第２５号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第５７、議案第２５号、「上島町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第２５号、「上島町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

んか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第25号、「上島町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第58、議案第26号

○（濱田 高嘉 議長）

ええー、続いて、日程第58、議案第26号、「上島町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（村上 和志 副町長）（挙手）はい、議長。

○（濱田 高嘉 議長） 村上副町長。

○（村上 和志 副町長）

はい、議案第26号、「上島町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、上島町高齢者生活福祉センターの効率的な運営を図るため、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○（大本 一明 健康推進課長）（挙手）はい、議長、報告します。

○（濱田 高嘉 議長） はい、大本課長。

○（大本 一明 健康推進課長）

はい、このことにつきましては、先日、あの一、「県への提出の中の資料を、計画資料を提出してください」という事で、本日提出しておりますのでご確認ください。それと県から先日、「届出につきましては受領しました」という連絡がありましたので報告しておきます。これにつきましては、「承認しました」という承認通知はありません。総括的承認事項になりますので、届出によって承認されましたという事になりますのでご了承ください。報告事項は以上です。よろしくお願いいたします。

○（濱田 高嘉 議長）

はい、ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第26号、「上島町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第59、議案第27号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第59、議案第27号、「上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第27号、「上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第27号、「上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

日程第60、議案第28号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第60、議案第28号、「上島町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第28号、「上島町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２８号、「上島町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第２８号は、原案のとおり可決されました。

日程第６１、議案第２９号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第６１、議案第２９号、「上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第２９号、「上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２９号、「上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第２９号は、原案のとおり可決されました。

日程第６２、議案第３０号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第６２、議案第３０号、「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第30号、「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、介護保険法の改正及び介護保険事業の適正な運営を図るため、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第30号、「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。3時12分から再開いたします。

(休 憩 : 午後 3時2分 ～ 3時12分)

日程第63、議案第31号

○(濱田 高嘉 議長)

はい、会議を再開いたします。引き続き、条例の一部改正について審議いたします。

続きまして、日程第63、議案第31号、「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第31号、「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) はい、議長、補足します。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大本課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

はい、ええー、議案第31号につきましては、本日また差し替えを配っております。この差し替えの内容につきましては、改め文の添削を業者に依頼していたところ、第1条における第1号から第8号の追加条文が上島町においては不要であるという事が判明しましたので削除しております。また、他の修正箇所につきましては、改め文の表現が適正でなかった部分があったので、それを修正したものになります。全体の内容につきましては、全協のときと変更はありませんのでよろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第31号、「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

日程第64、議案第32号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第64、議案第32号、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第32号、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第32号、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第３２号は、原案のとおり可決されました。

日程第６５、議案第３３号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第６５、議案第３３号、「上島町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第３３号、「上島町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３３号、「上島町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第３３号は、原案のとおり可決されました。

日程第６６、議案第３４号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第６６、議案第３４号、「上島町弓削農業集落排水処理施設及び岩城農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の

説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第34号、「上島町弓削農業集落排水処理施設及び岩城農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第34号、「上島町弓削農業集落排水処理施設及び岩城農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

日程第67、議案第35号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第67、議案第35号、「上島町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第35号、「上島町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(大西 幸江 議員)

はい、あの一、この条例なんですけれども、えっと、先日の説明で上島町農村地域工業等導入促進審議会条例っていうことで、あの一、これの上位の法律がですね、農村地域工業等導入促進法っていう昭和46年に定められた法律でやられているというような説明があった

かと思うんですけれども、ちょっとやっぱりあの一、企業誘致条例と重なる部分が多いかなと思っていろいろ調べてみたんです。

で、そうすると、この農村地域工業等導入促進法を、ええと平成29年の6月に改定されてまして、えっと名称が変更になってます。農村地域への産業導入促進等に関する法律っていうふうに変わっていて、あの一、ここのまあ言ったら所掌の課を変えるだけではまずいんじゃないかと思うんですけれども、その辺は当然お気づきになっているかとは思いますが、いかがですか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

はい、あの一、先ほどの質問について、お答えいたします。ええ一、確かにですねえ、農工法の対象業種を工業だけに限定せず、サービス業等も拡大という事で今回法律の概要が改正されております。まあ、その点につきましては現在、ちょっと調査中でですねえ、あの一、一部また検討させていただきます。

○(大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(大西 幸江 議員)

あの一、ここにですねえ、えっと私、まあ調べたんですけれども、えっと、どこだったかな、農工法という事で、まあこれ、農水省でしたかねえ、のホームページにこういう形で(資料提示)法律の名称も変わってますと。で、その詳細の説明が、法律の概要がね、こういうふうに変わりますよっていう説明文もありますので、これをもう一度見ていただいて、まあ今日は所掌の課の変更だけでしょうけれども、また、あの一、企業誘致条例も含めて産業も拡大してますので、統一できるのかどうかもお検討いただけたらと思います。お願いします。

○(濱田 高嘉 議長)

他にありませんか。(沈黙) ええ一、質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案、失礼しました、議案第35号、「上島町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

日程第68、議案第36号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第68、議案第36号、「上島町サウンド波間田条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第36号、「上島町サウンド波間田条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第36号、「上島町サウンド波間田条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

日程第69、議案第37号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続いて、日程第69、議案第37号、「上島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第37号、「上島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、道路法施行令の改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第37号、「上島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第３７号は、原案のとおり可決されました。

日程第７０、議案第３８号

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、続きまして、日程第７０、議案第３８号、「上島町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第３８号、「上島町営住宅条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、公営住宅法の改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３８号、「上島町営住宅条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第３８号は、原案のとおり可決されました。

日程第７１、議案第３９号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第７１、議案第３９号、「上島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第３９号、「上島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わ

ります。

これから、議案第39号、「上島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第72、議案第40号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第72、議案第40号、「上島町簡易水道事業条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第40号、「上島町簡易水道事業条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第40号、「上島町簡易水道事業条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

日程第72、議案第41号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第73、議案第41号、「上島町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第41号、「上島町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例」の提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

ここで訂正をお願いいたします。先ほど日程第 7 3、議案第 4 1 号と申し上げましたが、議案第 7 2 号に訂正をお願いいたします。

これから、議案第 7 2 号、「上島町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第 4 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 4、議員派遣報告について

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第 7 4、報告第 5 号の「議員派遣報告について」を議題といたします。

本件につきましては、お手許に配布のとおり報告書が提出されております。

報告第 5 号、地方議会議員研究会（福岡市）。以上で議員派遣の報告を終わります。

日程第 7 5～第 7 8、議員派遣の件

○(濱田 高嘉 議長)

次の日程第 7 5 から日程第 7 8 の「議員派遣の件」につきましては一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、日程第 7 5 から日程第 7 8 の「議員派遣の件」については一括議題といたします。本件につきましては、主催者より出席するよう案内がありましたので、議員を派遣することにいたしたいと思います。

お諮りいたします。上島町立中学校卒業証書授与式、上島町立小学校卒業証書授与式、上島町立小学校入学式、上島町立中学校入学式に議員を派遣することにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、上島町立中学校卒業証書授与式、上島町立小学校卒業証書授与式、上島町立小学校入学式、上島町立中学校入学式に議員を派遣することに決定いたしました。

◎散 会

○(濱田 高嘉 議長)

ええ一、本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した「平成 3 0 年度上島町一般会計予算並びに各特別会計予算案 1 6 件」については、3 月 2 3 日午前 1 0 時から

会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は当日配布いたしたいと思います。

お諮りいたします。本日はこれで散会とすることにご異議ございませんでしょうか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会とすることに決定しました。

（了）

（起立、礼）

（平成30年 3月 7日 午後 3時38分閉会）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 濱 田 高 嘉

署名議員 土 居 計 彦

署名議員 池 本 興 治